

○国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則

〔平成17年3月24日
法人規則第8号〕

改正 平成17年法人規則第40号
平成17年法人規則第54号
平成17年法人規則第59号
平成18年法人規則第9号
平成18年法人規則第46号
平成18年法人規則第54号
平成19年法人規則第11号
平成19年法人規則第57号
平成20年法人規則第3号
平成20年法人規則第30号
平成21年法人規則第8号
平成21年法人規則第22号
平成21年法人規則第37号
平成21年法人規則第50号
平成22年法人規則第6号
平成22年法人規則第46号
平成22年法人規則第51号
平成22年法人規則第55号
平成23年法人規則第23号
平成23年法人規則第54号
平成24年法人規則第16号
平成24年法人規則第40号
平成24年法人規則第44号
平成24年法人規則第48号
平成24年法人規則第61号
平成25年法人規則第15号
平成25年法人規則第48号
平成25年法人規則第51号
平成26年法人規則第8号
平成26年法人規則第34号
平成26年法人規則第41号
平成27年法人規則第7号
平成27年法人規則第30号
平成27年法人規則第33号
平成27年法人規則第39号
平成28年法人規則第4号
平成28年法人規則第8号
平成28年法人規則第18号
平成28年法人規則第48号

平成28年法人規則第54号
平成29年法人規則第2号
平成29年法人規則第7号
平成29年法人規則第26号
平成29年法人規則第31号
平成30年法人規則第2号
平成30年法人規則第14号
平成30年法人規則第40号
平成30年法人規則第48号
平成31年法人規則第2号
平成31年法人規則第6号
平成31年法人規則第15号
令和元年法人規則第11号
令和元年法人規則第19号
令和2年法人規則第2号
令和2年法人規則第3号
令和2年法人規則第17号
令和2年法人規則第37号
令和2年法人規則第38号
令和2年法人規則第44号
令和3年法人規則第1号
令和3年法人規則第6号
令和3年法人規則第22号
令和4年法人規則第2号
令和4年法人規則第22号
令和4年法人規則第63号
令和5年法人規則第13号
令和5年法人規則第34号
令和5年法人規則第37号
令和6年法人規則第6号

国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 給与総則（第2条－第9条）
- 第3章 俸給月額、基本年俸及び基幹年俸（第10条－第11条の3）
- 第4章 俸給月額の決定（第12条－第16条の4）
- 第5章 昇給及び降号（第17条－第19条）
- 第6章 給与の調整（第20条－第23条）
- 第7章 手当（第24条－第49条の6）
- 第8章 休業給（第50条）
- 第9章 雑則（第51条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法人規則は、国立大学法人筑波大学本部等職員就業規則（平成17年法人規則第7号。以下「本部等職員就業規則」という。）第67条の規定に基づき、国立大学法人筑波大学の大学本部等及び東京キャンパスに勤務する職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

第2章 給与総則

(給与の種類、計算期間及び支給日)

第2条 職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。

給与の種類		給与の計算期間	給与支給日		
俸給	俸給月額	月の初日から末日まで	毎月17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たるときは、18日）、その日が土曜日に当たるときは、16日）		
	俸給の調整額				
	休業給				
手当	管理職手当	月の初日から末日まで。ただし、交通機関を利用する職員に支給する通勤手当は、支給単位期間（支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として定める期間。以下この条及び第32条において同じ。）に係る最初の月の初日から最後の月の末日まで。	毎月（交通機関を利用する職員に支給する通勤手当は支給単位期間に係る最初の月）17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たるときは、18日）、その日が土曜日に当たるときは、16日）		
	産業医手当				
	初任給調整手当				
	扶養手当				
	教育研究等連携手当				
	住居手当				
	通勤手当				
	単身赴任手当			月の初日から末日まで	毎月17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たるときは、18日）、その日が土曜日に当たるときは、16日）
	高所作業手当				
	爆発物取扱等作業手当				
死体処理手当					
放射線取扱手当					
異常圧力内作業手当					
山上等作業手当					
夜間等診療手当					

極地観測手当		
時間外勤務手当		
緊急手術手当		
緊急診療手当		
分娩取扱手当		
母体搬送調整手当		
周産期医療指導手当		
妊産婦緊急搬送入院手当		
休日給		
夜勤手当		
期末手当	/	6月30日及び12月10日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日）
勤勉手当		
期末特別手当		
学位論文指導手当		学位を授与することが決定した月の翌月17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たるときは、18日）、その日が土曜日に当たるときは、16日）
共通科目等担当手当		3月17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たるときは、18日）その日が土曜日に当たるときは、16日）
特別貢献手当		3月31日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日）

2 前項の規定にかかわらず、本部等職員就業規則第64条に規定する基本年俸、年俸制教員業績給、年俸制奨励手当及び年俸制教員特別手当の給与の支給日は、次に掲げるとおりとし、給与の計算期間は、前項の規定に準ずる。ただし、本部等職員就業規則第64条に規定する給与が基本年俸である職員（以下「基本年俸職員」という。）のうち国立大学法人筑波大学のテニユアトラック制に関する規程（平成19年法人規程第8号）により雇用される助教（以下「テニユアトラック制助教」という。）、外国語教育等を担当する外国人教員のうち、基本年俸職員となることが適切であると学長が認めた者（以下「外国語教育等担当外国人教員」という。）、特定の業務を遂行するため雇用される者（以下「特定業務遂行職員」という。）及び満63歳に達した日後の最初の4月1日以降の大学教員の給与は、別に定める。

- (1) 基本年俸 第11条の2に規定する基本年俸額の12分の1の額を第11条の2に規定する基本年俸表に定める基本月額として毎月17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たるときは、18日）、その日が土曜日に当たるときは、16日）に支給する。
- (2) 年俸制教員業績給 第49条の4に規定する額の12分の1の額を毎月17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たるときは、18日）、その日が土曜日に当たるときは、16日）に支給する。
- (3) 年俸制奨励手当 第49条の5に規定する額の12分の1の額を毎月17日（ただし、そ

の日は日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たるときは、18日）、その日が土曜日に当たるときは、16日）に支給する。

(4) 年俸制教員特別手当 第49条の6に規定する額を12月10日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日）に支給する。

(5) 基本年俸職員の俸給の調整額、管理職手当、産業医手当、初任給調整手当、通勤手当、放射線取扱手当、夜間等診療手当、緊急手術手当、緊急診療手当、分娩取扱手当、母体搬送調整手当、周産期医療指導手当、妊産婦緊急搬送入院手当、時間外勤務手当、夜勤手当、休日給、学位論文指導手当、共通科目等担当手当及び特別貢献手当の給与の計算期間及び支給日は、前項の規定に準ずる。

3 第1項の規定にかかわらず、本部等職員就業規則第64条に規定する基幹年俸の給与の支給日は、次に掲げるとおりとし、給与の計算期間は、第1項の規定に準ずる。

(1) 基幹年俸の給与のうち第11条の3に規定する年俸基本給表に定める基幹月額

毎月17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たるときは、18日）、その日が土曜日に当たるときは、16日）に支給する。

(2) 基幹年俸の給与のうち第47条の2に規定する業績給手当 6月30日及び12月10日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日）に支給する。

（給与の支払）

第3条 職員の給与は、法令又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条に基づく協定に定めるものは、これを給与から控除するものとし、職員が希望した場合は、職員の指定する職員名義の預貯金口座等へ振込むことによって支払うものとする。

2 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まない。

（日割計算等）

第4条 新たに職員となった者には、その日から給与を支給する。俸給月額、基本年俸表に定める基本月額及び年俸基本給表に定める基幹月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給与を支給する。

2 職員が退職又は解雇された場合には、その日までの給与を支給する。

3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの給与を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、給与を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から本部等職員就業規則第50条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前各項の規定は、俸給の調整額、管理職手当、産業医手当、初任給調整手当、教育研究等連携手当、年俸制教員業績給及び年俸制奨励手当の支給について準用する。

（給与の即時払）

第5条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合に、本人又は権利者の請求があったときは、第2条の規定にかかわらず速やかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りでない。

(1) 退職又は解雇されたとき。

(2) 本人が死亡したとき。

(非常時払)

第6条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、本人から請求があったときは、第2条の規定にかかわらず当該請求があった日までの給与を速やかに支払う。

- (1) 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産又は葬儀の費用に充てるとき。
- (2) 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の費用に充てるとき。
- (3) その他任命権者が前2号に準ずると認めたとき。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第7条 第21条、第42条及び第43条から第44条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給月額、俸給の調整額、これらに対する教育研究等連携手当の月額（算出の基礎から扶養手当を除く。）、管理職手当、産業医手当、初任給調整手当、基本年俸表に定める基本月額、第49条の4に規定する年俸制教員業績給表に定める基本月額、第49条の5に規定する年俸制奨励手当の額の12分の1の額又は国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則の一部を改正する法人規則（平成26年法人規則第34号）附則第7項に規定する年俸制奨励手当表に定める基本月額（以下「年俸制奨励手当表等に定める基本月額」という。）及び年俸基本給表に定める基幹月額の合計額を1か月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第42条及び第43条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、異常圧力内作業手当、山上等作業手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該勤務に係る勤務1時間当たりの手当の額（1日単位で支給されるものにあつては、その額を1日の所定勤務時間で除した額）を、前項の規定による額に加算した額とする。

(端数計算)

第8条 前条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第9条 この規則により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第3章 俸給月額、基本年俸及び基幹年俸

(俸給月額)

第10条 俸給月額は、俸給表に定める級及び号俸に対応する額とする。

- 2 職員の受ける級及び号俸は、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件を考慮して決定する。
- 3 職員の受ける級及び号俸が前項の規定に合致していないと任命権者が認めたときは、その俸給月額を調整することができる。

(俸給表の種類)

第11条 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給

表に定めるところによる。

- (1) 一般職員（一）俸給表（別表第1）
- (2) 一般職員（二）俸給表（別表第2）
- (3) 教育職員（一）俸給表（別表第3）
- (4) 医療職員（一）俸給表（別表第4）
- (5) 医療職員（二）俸給表（別表第5）
- (6) 指定職員俸給表（別表第6）

2 前項の俸給表に定める俸給月額、国家公務員の給与改定状況等を勘案し、これを改定するものとする。

（基本年俸）

第11条の2 基本年俸は、別表第7に定める基本年俸表の号俸に対応する額とする。

2 前項の基本年俸表に定める年俸は、前条第2項の規定を準用することができる。

（基幹年俸）

第11条の3 基幹年俸は、別表第7の2に定める年俸基本給表の級及び号俸に対応する年俸基本給の額並びに第47条の2に規定する業績給手当の額の合計額とする。

2 前項の年俸基本給表に定める年俸は、第11条第2項の規定を準用することができる。

第4章 俸給月額、基本年俸額及び年俸基本給の決定

（俸給月額の決定）

第12条 新たに雇用する職員の俸給月額は、その者に適用される俸給表の職務の級により、学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮し、学長が決定する。

（昇格）

第13条 本部等職員就業規則第10条の規定により昇任したとき又は職員の従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により1級以上の上位の級に昇格させることができる。

2 前項の規定によるその者の俸給月額については、法人規程で定める。

（降格）

第14条 本部等職員就業規則第15条の規定により降任したときは、下位の級に降格させることができる。

2 前項の規定によるその者の俸給月額については、法人規程で定める。

（初任給基準を異にする異動）

第15条 職員を俸給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、俸給月額を任命権者が決定する。

（俸給表の適用を異にする異動）

第16条 職員を俸給表の適用を異にして他の職に異動させる場合は、その異動後の職務に応じ、俸給月額を任命権者が決定する。

(基本年俸額の決定)

第16条の2 新たに雇用する基本年俸職員の基本年俸の号俸は、その者の業績及び能力を考慮して学長が決定する。

第16条の3 基本年俸の号俸は、前3年度から前年度までの基本年俸表を適用する大学教員の業績評価(以下「年俸制教員業績評価」という。)の結果に基づき、翌年度の4月1日に変更することがある。ただし、テニユアトラック制助教、外国語教育等担当外国人教員及び特定業務遂行職員には適用しない。

2 基本年俸職員の職に変更が生じた場合は、基本年俸表に定める号俸を変更するものとする。

(年俸基本給の決定)

第16条の4 新たに雇用する職員のうち本部等職員就業規則第64条に規定する給与が基幹年俸であるもの(以下「基幹年俸職員」という。)の年俸基本給は、第12条から第16条までの規定を準用して算出した額を基礎とし、他の職員との均衡を考慮し、学長が決定する。

第5章 昇給及び降号

(昇給及び降号)

第17条 職員(指定職員俸給表の適用を受ける職員、基本年俸職員及び基幹年俸職員を除く。)の昇給及び降号は、法人規程で定める日に、同日前1年間(大学教員にあっては、同日の属する年度の前年度1年間)におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給又は降号させるか否か及び昇給又は降号させる場合の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の号俸数を4号俸(一般職員(一)俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして法人規程で定める職員にあっては、3号俸)とすることを標準として法人規程で定める基準に従い決定する。

3 55歳(一般職員(二)俸給表の適用を受ける職員にあっては、57歳)を超える職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好を超える場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて法人規程で定める基準に従い決定する。

4 大学教員の昇給は、満63歳に達した日後の最初の4月1日を超えて行うことができない。

5 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

6 前各項に規定するもののほか、職員の昇給及び降号に関し必要な事項は、法人規程で定める。

第18条 基幹年俸職員の昇給及び降号は、前条の規定を準用し算出した号俸数相当分とする。

第19条 削除

第6章 給与の調整

(休職者の給与)

第20条 職員が本部等職員就業規則第19条第1項第1号の規定により休職にされたときは、次に掲げる場合を除き、給与を支給しない。

- (1) 業務上又は通勤災害に伴うときは、その休職の期間中、給与の全額（労働基準法第76条による休業補償及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）第14条による休業補償給付を受ける額及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和49年12月28日労働省令第30号。以下「特別支給金支給規則」という。）第3条による休業特別支給金を受ける額に相当する額を除く額）を支給する。
 - (2) 前号に規定する事由以外の場合は、その休職期間が満1年に達するまでは、俸給月額、俸給の調整額、扶養手当、教育研究等連携手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当（以下この条において「俸給等」という。）、基本年俸表に定める基本月額、年俸制教員業績給表に定める基本月額、年俸制奨励手当表等に定める基本月額及び年俸基本給表に定める基幹月額の100分の80を支給する。
- 2 職員が本部等職員就業規則第19条第1項第2号の規定により休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等、基本年俸表に定める基本月額、年俸制教員業績給表に定める基本月額、年俸制奨励手当表等に定める基本月額及び年俸基本給表に定める基幹月額の100分の60以内を支給することができる。
- 3 職員が本部等職員就業規則第19条第1項第3号の規定により休職にされたときは、次に掲げるとおりとする。
- (1) 業務上又は通勤災害に伴うときは、その休職の期間中、俸給等、基本年俸表に定める基本月額、年俸制教員業績給表に定める基本月額、年俸制奨励手当表等に定める基本月額及び年俸基本給表に定める基幹月額の100分の100以内（労働基準法第76条による休業補償及び労災法第14条による休業補償給付を受ける額及び特別支給金支給規則第3条による休業特別支給金を受ける額に相当する額を除く額）を支給することができる。
 - (2) 前号に規定する事由以外の場合は、その休職の期間中、俸給等、基本年俸表に定める基本月額、年俸制教員業績給表に定める基本月額、年俸制奨励手当表等に定める基本月額及び年俸基本給表に定める基幹月額の100分の70以内を支給することができる。
- 4 職員が本部等職員就業規則第19条第1項第4号の規定により休職にされたときは、任命権者が別に決定する。

（育児短時間勤務者の給与）

第20条の2 職員が本部等職員就業規則第26条の2の規定により育児短時間勤務をすることになったときは、俸給月額、俸給の調整額、管理職手当、産業医手当、初任給調整手当、教育研究等連携手当、基本年俸表に定める基本月額、年俸制教員業績給表に定める基本月額、年俸制奨励手当表等に定める基本月額及び年俸基本給表に定める基幹月額にそれぞれ算出率（当該職員の1週間当たりの勤務時間を1週間の所定勤務時間で除して得た数をいう。以下同じ。）を乗じて得た額を支給する。

第20条の3 削除

（給与の減額及び不支給）

第21条 職員が所定の勤務時間を勤務しないときは、本部等職員就業規則第38条の規定によりその勤務しないことにつき、特に承認があった場合を除き、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員が負傷若しくは疾病に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための国立大学法人筑波大学本部等職員の勤務時間及び休暇に

関する規則（平成17年法人規則第9号）第15条の規定による特定病欠休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の日につき、俸給月額、俸給の調整額、基本年俸表に定める基本月額、年俸制教員業績給表に定める基本月額、年俸制奨励手当表等に定める基本月額及び年俸基本給表に定める基幹月額の半額を減ずる。

- 3 前項の規定により俸給月額、俸給の調整額、基本年俸表に定める基本月額、年俸制教員業績給表に定める基本月額、年俸制奨励手当表等に定める基本月額及び年俸基本給表に定める基幹月額の半額を減ずる期間が1年を超える場合は、超えることとなる期間については、給与は支給しない。
- 4 業務上又は通勤災害により、職員が負傷若しくは疾病に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病欠休暇又は当該措置となったときに、労働基準法第76条による休業補償及び労災法第14条による休業補償給付を受ける額及び特別支給金支給規則第3条による休業特別支給金の額に相当する額を受けることとなった場合は、前2項の規定にかかわらず、給与から当該相当する額を除いた額を支給する。

（混合給与が適用される職員の給与の減額）

第21条の2 混合給与が適用される職員が所定の業務を勤務しないときは、第2条第1項に規定する職員については俸給月額、俸給の調整額、これらに対する教育研究等連携手当の月額（算出の基礎から扶養手当を除く。）、管理職手当、産業医手当及び初任給調整手当、同条第2項に規定する職員については基本年俸表に定める基本月額、俸給の調整額、管理職手当、産業医手当、初任給調整手当、年俸制教員業績給表に定める基本月額及び年俸制奨励手当表等に定める基本月額、同条第3項に規定する職員については年俸基本給表に定める基幹月額、俸給の調整額、これらに対する教育研究等連携手当の月額（算出の基礎から扶養手当を除く。）、管理職手当、産業医手当及び初任給調整手当に職員がその勤務しない業務に応じた割合を乗じて得た額を減額して支給する。

（俸給の調整額）

第22条 職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職員に比して著しく特殊な職員と任命権者が認めるときは、職員の俸給月額（第16条の2の規定により決定された基本年俸の算出の基礎となっている俸給月額を含む。以下この条において同じ。）及び年俸基本給表に定める基幹月額の調整を行う。ただし、指定職員俸給表の適用を受ける職員には適用しない。

- 2 前項の規定により俸給月額及び年俸基本給表に定める基幹月額の調整を行う職員は、別表第8の区分に掲げる職員とする。
- 3 俸給の調整額は、当該職員に適用される俸給表（第16条の2の規定により決定された基本年俸の算出の基礎となっている俸給表を含む。）及び年俸基本給表の職務の級に応じて別表第9に掲げる調整基本額（その額が俸給月額及び年俸基本給表に定める基幹月額の100分の4.5を超えるときは、俸給月額及び年俸基本給表に定める基幹月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）にその者に係る別表第8の調整数を乗じて得た額とする。
- 4 前3項に規定するもののほか、俸給の調整額の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

（派遣職員の給与）

第23条 職員が本部等職員就業規則第13条の規定により派遣され、国立大学法人筑波大学職

員の派遣に関する規則（平成16年法人規則第18号）第11条に該当する場合は、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）に復帰後に、派遣されていた期間に係る俸給月額及び年俸基本給表に定める基幹月額とそれに対する教育研究等連携手当の差額を俸給月額及び年俸基本給表に定める基幹月額又は教育研究等連携手当として支給する。

第7章 手当

（管理職手当）

第24条 管理職手当は、職務の困難性及び特別の責任を有する管理又は監督の地位にある別表第10の職種に応じ支給するものとし、手当の月額は、同表に掲げる額とする。ただし、指定職員俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

- 2 職員が、管理職手当が支給される複数の職を兼務する場合は、前項に掲げる手当額の高い額とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

第25条 削除

第26条 削除

（産業医手当）

第26条の2 産業医手当は、国立大学法人筑波大学職員の安全衛生管理規則（平成16年法人規則第29号）第5条に規定する産業医に選任された者に支給する。

- 2 前項の手当額は、月額18,000円とする。

（初任給調整手当）

第27条 初任給調整手当は、教育職員（一）俸給表又は年俸基本給表の適用を受ける医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職を占める職員（医師免許証又は歯科医師免許証を有する職員に限る。）に支給する。

- 2 初任給調整手当の月額は、採用又は異動により前項に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別表第11に掲げる額とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

（扶養手当）

第28条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。ただし、指定職員俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

- 2 前項に定める扶養親族は、次の表の対象者欄に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいい、扶養手当の月額は、同表に定める額の合計額とする。

区分	対 象 者	手 当 額
第1号	配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	6,500円（一般職員（一）俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職員（一）俸給表の適用を受ける職員でその職

		務の級が5級であるもの（基幹年俸職員で年俸基本給表に定める級が5級であるものを含む。）（以下「一般職員（一）8級職員等」という。）にあっては、3,500円、一般職員（一）俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの（以下「一般職員（一）9級職員」という。）にあっては、支給しない。）
第2号	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき10,000円
第3号	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円（一般職員（一）8級職員等にあっては、3,500円、一般職員（一）9級職員にあっては、支給しない。）
第4号	満60歳以上の父母及び祖父母	
第5号	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
第6号	重度心身障害者	

- 3 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 4 新たに職員となった者に扶養親族（一般職員（一）9級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合又は職員に第2項の要件に変更が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を扶養の事実等を証明する書類を添付して任命権者に届け出なければならない。
- 5 前4項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

（教育研究等連携手当）

第29条 教育研究等連携手当は、当該地域における賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮しつつ、大学総体としての教育研究活動の一層の円滑・活性化に資する環境を整備するため、次の表に掲げる地域の勤務場所に勤務する職員に支給するものとし、手当の月額は、俸給月額、年俸基本給表に定める基幹月額、俸給の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、当該支給割合を乗じて得た額とする。

地域	支給割合
東京都特別区	100分の19.7
上記以外	100分の15.5

- 2 前項に規定するもののほか、教育研究等連携手当の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

第30条 削除

（住居手当）

第31条 住居手当は、次の表に掲げる職員の区分のいずれかに該当する職員に支給するものとし、住居手当の月額は、職員の区分に応じて同表に定める額（第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号に定める額及び第2号に定める額の合計額）

とする。ただし、指定職員俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

職 員 の 区 分		手 当 額	
第1号	自ら居住するため住宅（貸間を含む。以下同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（法人、他の法人等及び国の機関により宿舍を貸与されている職員その他法人規程で定める職員を除く。）	次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ右欄に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額	
		ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員	家賃の月額から16,000円を控除した額
		イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員	家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額
第2号	第33条の規定により単身赴任手当を支給されている職員で、配偶者が居住するための住宅（法人、他の法人等及び国の機関により貸与されている宿舍を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるもの	第1号の職員の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）	

- 2 新たに前項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、速やかに任命権者に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても、同様とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

（通勤手当）

第32条 通勤手当は、次項各号に掲げる職員に支給する。ただし、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。）が片道2キロメートル未満である職員には支給しない。

- 2 通勤手当の月額額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

区 分		手 当 額	
第1号	通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用する職員	通勤に要する運賃等の額を基礎として算出した額（以下「運賃等相当額」という。）とする。ただし、1か月当たり55,000円を上限とする。	
第2号	通勤のため自動車等の交通手段を使用する職員	自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満	2,000円
		使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円

		使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満	7,100円
		使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満	10,000円
		使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満	12,900円
		使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満	15,800円
		使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満	18,700円
		使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満	21,600円
		使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満	24,400円
		使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満	26,200円
		使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満	28,000円
		使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満	29,800円
		使用距離が片道60キロメートル以上	31,600円
第3号	通勤のため交通機関等を利用し、かつ、自動車等を使用する職員	運賃等相当額及び前号に定める額の合計額（その額が55,000円を超えるときは、55,000円）とする。ただし、自動車等の使用距離が2キロメートル未満である職員に支給する通勤手当の額は、第1号により算出した額とし、その額が前号に規定する額に満たないときは、前号に規定する額とする。	

- 3 第1項ただし書の規定にかかわらず、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）別表に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員については、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であることを要しないものとする。
- 4 第2項第2号に掲げる職員のうち育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務者」という。）であって、平均1か月当たりの通勤回数が10回に満たない職員にあっては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。
- 5 職員は、新たに第1項の要件に該当することとなった場合、住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更した場合又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合には、速やかに、任命権者に届け出なければならない。
- 6 通勤手当（1か月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 7 前各項に規定するもののほか、通勤手当に関し必要な事項は、法人規程で定める。

（単身赴任手当）

第33条 単身赴任手当は、勤務場所を異にする異動及び国の機関等からの人事交流等に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他法人規程で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後の勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して、法人規程で定める基準に照らし困難であると認めたもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他これら職員との権衡上必要があると認めた職員に支給する。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、交通距離の区分に応じて次の表に定める額を加算した額）とする。

交通距離		加算額
100km以上	300km未満	8,000円
300km以上	500km未満	16,000円
500km以上	700km未満	24,000円
700km以上	900km未満	32,000円
900km以上	1,100km未満	40,000円
1,100km以上	1,300km未満	46,000円
1,300km以上	1,500km未満	52,000円
1,500km以上	2,000km未満	58,000円
2,000km以上	2,500km未満	64,000円
2,500km以上		70,000円

3 新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、速やかに任命権者に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

（高所作業手当）

第34条 高所作業手当は、次の表に掲げる場合に支給する。高所作業手当の額は、作業に従事した日1日につき、作業の区分に応じて同表に定める額（作業に従事した時間が4時間に満たない場合にあっては、その額に100分の60を乗じて得た額）とする。

作業の区分	手当額
山岳科学センターに勤務する職員のうち一般職員（一）俸給表の適用を受ける職員が地上10メートル以上の樹木上で種子採取等の作業に従事したとき。	220円（当該作業が地上20メートル以上の箇所で行われたときは、320円）
施設部に勤務する職員が地上15メートル以上の足場の不安定な箇所で行った営繕工事の監督に従事したとき。	200円（当該作業が地上30メートル以上の箇所で行われたときは、300円）

（爆発物取扱等作業手当）

第35条 爆発物取扱等作業手当は、一般職員（一）俸給表の適用を受ける職員が直接に高圧ガスを製造し、充てんする作業に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき300円（作業に従事した時間が4時間に

満たない場合にあつては、180円)とする。

(死体処理手当)

第36条 死体処理手当は、一般職員(一)俸給表の適用を受ける職員のうち、次の表に掲げる場合に支給する。死体処理手当の額は、作業に従事した日1日につき、作業の区分に応じて同表に定める額とする。ただし、同一の日において、第1号の作業及び第2号の作業に従事したときにあつては、第2号の作業に係る手当を支給しない。

作 業 の 区 分		手当額
第1号	医学系技術室の職員が医学群解剖実習室における死体の処理作業に従事したとき。	3,200円
第2号	医学系技術室の職員が、教育研究に必要な死体の外部からの引取り又は搬送の作業に従事したとき。	1,000円

(放射線取扱手当)

第37条 放射線取扱手当は、次に掲げる事由に該当する場合であつて、当該者が月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であつたことが認められたときに支給する。

- (1) 診療放射線技師が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事したとき。
- (2) 職員が、放射線管理区域内において、人事院規則10-5(職員の放射線障害の防止)第3条第5項各号に掲げる業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、同項に該当することとなつた月1月につき7,000円とする。

(異常圧力内作業手当)

第38条 異常圧力内作業手当は、次に掲げる事由に該当する場合に支給する。

- (1) 職員が、気圧57キロパスカル以下の低圧室内において生体反応の実験の作業に従事したとき。
- (2) 職員が潜水器具を着用して潜水作業に従事したとき。
- (3) 職員が国立研究開発法人海洋研究開発機構に所属する潜水艇に乗り組んで潜水して行う海中又は海底の観測又は調査の作業に従事したとき。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号の作業 作業1回につき1,200円(1か月の総額が、17,000円を超える場合は、17,000円とする。)
- (2) 前項第2号の作業 作業に従事した時間1時間につき、潜水深度の区分に応じて次の表に定める額

潜水深度の区分	手当額
20メートルまで	310円
30メートルまで	780円
30メートルを超えるとき。	1,500円

- (3) 前項第3号の作業 作業に従事した時間1時間につき、職員の職務の級に応じて次の表に定める額(潜水深度が300メートルを超える海中における作業に従事した場合にあつては、同表に定める額にその100分の30に相当する額を加算した額)

職 務 の 級	手当額
一般職員（一）俸給表4級以上の級 教育職員（一）俸給表3級以上の級 年俸基本給表3級以上の級	2,200円
一般職員（一）俸給表3級及び2級 教育職員（一）俸給表2級 年俸基本給表2級	1,700円
一般職員（一）俸給表1級	1,400円

（山上等作業手当）

第39条 山上等作業手当は、一般職員（一）俸給表の適用を受ける職員のうち、山岳科学センターハヶ岳演習林（11月1日から翌年4月30日までの期間に限る。）、川上演習林又は井川演習林に勤務する職員が、チェーンソーを使用して行う伐採の作業、刈払機を使用して行う下刈の作業又は架線を使用して行う集材若しくは運材の作業に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき260円とする。

（夜間等診療手当）

第39条の2 夜間等診療手当は、教育職員（一）俸給表の適用を受ける職員及び基幹年俸職員が、所定の勤務時間による勤務が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。以下同じ。）を含む時間又は本部等職員就業規則第50条に休日として規定されている日（以下「休日として規定されている日」という。）において行われる診療業務に従事したときに支給する。ただし、夜間等診療手当を支給する場合は、第42条の2、第42条の3及び第44条に規定する手当は支給しない。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき20,000円とする。ただし、附属病院長が特に困難と認める業務に従事した場合は、本項の規定により得られる額にその勤務1回につき10,000円を加算した額とする。

（極地観測手当）

第40条 極地観測手当は、職員が南緯55度以南の区域において南極地域観測に関する業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、職員の職務の級に応じて次の表に定める額（越冬して行う業務に従事した場合には、当該額にその100分の30に相当する額を加算した額）とする。

職 務 の 級	手当額
教育職員（一）俸給表5級 年俸基本給表5級	4,100円
一般職員（一）俸給表6級、5級及び4級 教育職員（一）俸給表4級及び3級 年俸基本給表4級及び3級	3,100円
一般職員（一）俸給表3級 教育職員（一）俸給表2級 年俸基本給表2級	2,400円

一般職員（一）俸給表 2 級	2,000 円
一般職員（一）俸給表 1 級	1,900 円

第 4 1 条 削除

（時間外勤務手当）

第 4 2 条 時間外勤務手当は、本部等職員就業規則第 5 3 条第 1 項の規定により所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命じられた職員に、所定の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 7 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 125 を支給する。ただし、育児短時間勤務者が、正規の勤務時間（本部等職員就業規則第 2 6 条の 2 の規定により、当該職員が育児短時間勤務をする日及び時間帯をいう。以下この条において同じ。）が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 1 日の所定勤務時間に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 100 を支給する。

2 前項の勤務が深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下同じ。）において行われた場合は、深夜の割増として 100 分の 25 を加えた 100 分の 150 を時間外勤務手当として支給する。ただし、育児短時間勤務者が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 1 日の所定勤務時間に達するまでの間の勤務にあつては、100 分の 125 を支給する。

（緊急手術手当）

第 4 2 条の 2 緊急手術手当は、教育職員（一）俸給表の適用を受ける職員及び基幹年俸職員が、所定の診療時間以外の時間又は休日として規定されている日において、次に掲げる緊急の手術又は麻酔の業務に従事したと附属病院長が認めたときに支給する。ただし、緊急手術手当を支給する場合は、第 3 9 条の 2、第 4 2 条、第 4 2 条の 3、第 4 3 条及び第 4 4 条に規定する手当は支給しない。

- (1) 極めて困難な業務に従事したとき。
- (2) 特に困難な業務に従事したとき。
- (3) 困難な業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、その勤務 1 回につき、勤務の区分に応じて次の表に定める額とする。

勤務の区分	手 当 額
前項第 1 号の勤務	20,000 円
前項第 2 号の勤務	12,000 円
前項第 3 号の勤務	6,000 円

（緊急診療手当）

第 4 2 条の 3 緊急診療手当は、教育職員（一）俸給表の適用を受ける職員及び基幹年俸職員が、所定の診療時間以外の時間又は休日として規定されている日において、所定のオンコール体制による緊急呼出等を受けて次に掲げる緊急診療の業務に従事したと附属病院長が認めたときに支給する。ただし、緊急診療手当を支給する場合は、第 3 9 条の 2、第 4 2 条、第 4 2 条の 2、第 4 3 条及び第 4 4 条に規定する手当は支給しない。

- (1) 生命の危険のある病状に対応した診療業務に従事したとき。
- (2) 前号以外の予期しない病状に対応した診療業務に従事したとき。
- (3) 患者の家族等への診療に関する説明に従事したとき。ただし、休日として規定されている日に従事したときに限る。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、勤務の区分に応じて次の表に定める額とする。

勤務の区分	手 当 額
前項第1号の勤務	15,000円
前項第2号の勤務	10,000円
前項第3号の勤務	5,000円

(分娩取扱手当)

第42条の4 分娩取扱手当は、教育職員(一)俸給表の適用を受ける職員及び基幹年俸職員が、分娩に係る業務に従事したと附属病院長が認めたときに支給する。

2 前項の手当の額は、その分娩1件につき、10,000円とする。

(母体搬送調整手当)

第42条の5 母体搬送調整手当は、教育職員(一)俸給表の適用を受ける職員及び基幹年俸職員が、所定の勤務時間による勤務が深夜を含む時間又は休日として規定されている日において、附属病院長が茨城県から事業委託のあった母体搬送の調整業務の担当を指定した者に支給する。

2 前項の手当の額は、7時間45分の勤務につき、3,400円とする。

(周産期医療指導手当)

第42条の6 周産期医療指導手当は、教育職員(一)俸給表の適用を受ける職員及び基幹年俸職員が月の初日から末日までの間に、小児科、小児外科、産科又は婦人科において、臨床研修指導に係る業務に従事したと附属病院長が認めたときに支給する。

2 前項の手当の額は、同項に該当することとなった月1月につき10,000円とする。

(妊産婦緊急搬送入院手当)

第42条の7 妊産婦緊急搬送入院手当は、教育職員(一)俸給表の適用を受ける職員及び基幹年俸職員が、緊急搬送された妊産婦の入院受入れに係る業務に従事したと附属病院長が認めたときに支給する。

2 前項の手当の額は、その受入れ1件につき、10,000円とする。

(休日給)

第43条 休日給は、本部等職員就業規則第50条に規定する休日に勤務することを命じられた職員に、勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135を支給する。

2 前項の勤務が深夜において行われた場合は、深夜の割増として100分の25を加えた100分の160を休日給として支給する。

(時間外勤務手当及び休日給の特例)

第43条の2 第42条及び前条の規定にかかわらず、本部等職員就業規則第53条第1項の規定により所定の勤務時間以外の時間及び休日に勤務することを命ぜられ、所定の勤務時間を超

えてした勤務（育児短時間勤務職員にあっては、正規の勤務時間が割り振られた日において正規の勤務時間を超えてした勤務）及び休日にした勤務が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えた時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の100分の150（その勤務が深夜である場合は、100分の175）を支給する。

- 職員が国立大学法人筑波大学本部等職員の勤務時間及び休暇に関する規則第19条の2に規定する代替休暇を取得したときは、前項に規定する60時間を超えた時間のうち当該代替休暇に代えられた時間外勤務手当又は休日給の支給に係る時間に対しては、第42条第1項に規定する時間外勤務手当（その時間が深夜である場合は、同条第2項に規定する時間外勤務手当）又は前条第1項に規定する休日給（その時間が深夜である場合は、同条第2項に規定する休日給）を支給する。

（夜勤手当）

- 第44条 夜勤手当は、本部等職員就業規則第52条の規定を適用される職員で所定の勤務時間が深夜に割り振られた場合には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を支給する。ただし、第43条及び第43条の2の規定により休日給が支給されることとなる場合には支給しない。

第45条 削除

（期末手当）

- 第46条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第48条までにおいて「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは本部等職員就業規則第73条第2項第1号の規定により解雇され、又は死亡（以下「退職等」という。）した職員についても同様とする。ただし、指定職員俸給表の適用を受ける職員、基本年俸職員及び基幹年俸職員には支給しない。

- 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職等した職員にあっては、退職等の日現在。以下この条から第48条までにおいて同じ。）において職員が受けるべき俸給月額（育児短時間勤務者においては、育児短時間勤務者の俸給月額を算出率で除して得た額）、俸給の調整額（育児短時間勤務者においては、育児短時間勤務者の俸給の調整額を算出率で除して得た額）、扶養手当及びこれらに対する教育研究等連携手当の合計額（次項及び第4項に規定する額を含む。）に100分の125（別表第13に定める職員（以下「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の105）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内におけるその者の在職期間の区分に応じて、表（1）に定める割合を乗じて得た額とする。

表（1）

在 職 期 間	割 合
6か月	100分の100
5か月以上6か月未満	100分の80
3か月以上5か月未満	100分の60
3か月未満	100分の30

- 3 別表第12に定める職員にあっては、俸給月額（育児短時間勤務者においては、育児短時間勤務者の俸給月額を算出率で除して得た額）、俸給の調整額（育児短時間勤務者においては、育児短時間勤務者の俸給の調整額を算出率で除して得た額）及びこれらに対する教育研究等連携

手当の合計額に同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「役職段階別加算額」という。）を前項に規定する合計額に加算して得た額とする。

- 4 特定幹部職員にあっては、前項に規定する額に、俸給月額（育児短時間勤務者においては、育児短時間勤務者の俸給月額を算出率で除して得た額）に別表第13の職種に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「管理職加算額」という。）を第2項に規定する合計額に加算して得た額とする。
- 5 前4項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

（勤勉手当）

第47条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。基準日前1か月以内に退職等した職員についても同様とする。ただし、指定職員俸給表の適用を受ける職員、基本年俸職員及び基幹年俸職員には支給しない。

- 2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれの基準日現在において受けるべき俸給月額（育児短時間勤務者においては、育児短時間勤務者の俸給月額を算出率で除して得た額）、俸給の調整額（育児短時間勤務者においては、育児短時間勤務者の俸給の調整額を算出率で除して得た額）及びこれらに対する教育研究等連携手当の合計額に、役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。）を基礎として、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合及び勤務成績に応じて法人規程で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する教育研究等連携手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

勤 務 期 間	割 合
6か月	100分の100
5か月15日以上6か月未満	100分の95
5か月以上5か月15日未満	100分の90
4か月15日以上5か月未満	100分の80
4か月以上4か月15日未満	100分の70
3か月15日以上4か月未満	100分の60
3か月以上3か月15日未満	100分の50
2か月15日以上3か月未満	100分の40
2か月以上2か月15日未満	100分の30
1か月15日以上2か月未満	100分の20
1か月以上1か月15日未満	100分の15
15日以上1か月未満	100分の10
15日未満	100分の5
0	0

- 3 大学教員にあっては、第1項中の「基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績」とあるのは、「基準日の属する年度の前々年度の4月1日から翌年3月31日までの期間におけるその者の勤務成績」と読み替えるものとする。
- 4 前3項に規定するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(業績給手当)

第47条の2 業績給手当は、基準日にそれぞれ在職する基幹年俸職員に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職等した基幹年俸職員についても同様とする。

- 2 業績給手当の額は、それぞれの基準日現在において前条及び第46条の規定を準用して算出した額の合計額とする。
- 3 前項の場合において、前条第1項中「基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績」とあるのは、「基準日の属する年度の前々年度の4月1日から翌年3月31日までの期間におけるその者の勤務成績」と読み替えるものとする。

(期末特別手当)

第48条 期末特別手当は、基準日にそれぞれ在職する指定職員俸給表の適用を受ける職員に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職等した職員で指定職員俸給表の適用を受けていた者についても同様とする。

- 2 期末特別手当の額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給月額（育児短時間勤務者においては、育児短時間勤務者の俸給月額を算出率で除して得た額）及び教育研究等連携手当の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び俸給月額（育児短時間勤務者においては、育児短時間勤務者の俸給月額を算出率で除して得た額）に100分の25を乗じて得た額（本部等職員就業規則第19条の規定により休職にされている者（第20条第1項第1号の規定の適用を受ける者を除く。）以外の職員に限る。）を加算した額を基礎として100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、第46条第2項の表（1）に定める割合を乗じて得た額（当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じて定める額を減じて得た額）とする。
- 3 前項の勤務成績に応じて定める額は、期末特別手当の支給を受ける職員が同項に規定する在職期間において本部等職員就業規則第95条の規定による懲戒処分を受けた場合を除き、同項に規定するそれぞれの月額合計額に100分の20を乗じて得た額に期末特別手当を支給する月に応ずる同項に規定する割合を乗じて得た額にその者の同項に規定する在職期間の区分に応じて定める割合を乗じて得た額を超えない範囲内で定めるものとする。
- 4 前3項に規定するもののほか、期末特別手当の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

第49条 削除

(学位論文指導手当)

第49条の2 学位論文指導手当は、筑波大学の大学院の学生1人につき主として指導した大学教員1人及び副として指導した大学教員2人までに対して、課程博士の学位を授与することが決定した場合に限り支給する。ただし、指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

- 2 前項の手当額は、それぞれ主として指導した大学教員には60,000円、副として指導した大学教員には20,000円とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、学位論文指導手当の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(共通科目等担当手当)

第49条の3 共通科目等担当手当は、法人の大学教員のうち、学群及び大学院の授業担当並びに全学共通科目等及び大学院共通科目の授業担当の負担が顕著な場合に限り、授業科目数、単位数等の条件を総合的に考慮のうえ、支給する。ただし、指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

2 前項の手当額は、60,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、共通科目等担当手当の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(特別貢献手当)

第49条の3の2 特別貢献手当は、一の年度において、教育、研究その他の各分野におけるそれぞれの活動を通じて特に顕著な貢献があった場合であって学長が認めたときに限り、支給する。

2 前項の手当の額は、学長が決定する。

3 前2項に規定するもののほか、特別貢献手当の支給に係る基準その他の特別貢献手当の支給に関し必要な事項は、教育、研究その他の各分野を所掌する副学長が別に定める。

4 副学長が前項の基準等を定め、又は改廃する場合は、学長の承認を得なければならない。

(年俸制教員業績給)

第49条の4 年俸制教員業績給は、年俸制教員業績評価の対象となる教員（以下「年俸制教員業績評価対象教員」という。）が定年退職（図書館情報大学から筑波大学に移行した者以外の者は、満63歳に達した日以後の最初の3月31日に退職）又は任期満了退職（以下「定年退職等」という。）したものとみなした場合の定年退職等による退職金相当額と年俸制教員業績評価対象教員となった日（以下「年俸制切替日」という。）の前日に自己都合退職したものとみなした場合の自己都合による退職金との差を年俸制切替日から定年退職等までの月数で除した額（以下「退職金差額」という。）に応じて別表第14に定める年俸制教員業績給表の号に対応する額を年俸制教員業績評価対象教員に年額で支給する。ただし、新たに職員となった者（テニユアトラック制助教及び外国語教育等担当外国人教員を除く。）については、定年退職等時に見込まれる退職金相当額を、定年退職等までの月数で除して算出した額に次の額を加えた額を年俸制教員業績給とする。

(1) 助教 500,000円

(2) 講師 600,000円

(3) 准教授 700,000円

(4) 教授 900,000円

2 前項に定める年俸制教員業績評価対象教員に適用する年俸制教員業績給表の号は、毎年4月1日に前年度における年俸制教員業績評価の結果に応じた号数に変更することができる。なお、年俸制教員業績評価の結果に応じた号の変更は、次のとおりとする。

(1) 年俸制教員業績評価の総合評価が極めて優秀である教員 10号上位

(2) 年俸制教員業績評価の総合評価が特に優秀である教員 6号上位

(3) 年俸制教員業績評価の総合評価が優秀である教員 4号上位

(4) 年俸制教員業績評価の総合評価が標準を下回る教員 6号下位

3 本部等職員就業規則第96条の懲戒及び同規則第99条の訓告等の処分があった場合の年俸制教員業績給の額は、別に定める。

(年俸制奨励手当)

第49条の5 年俸制奨励手当は、新たに職員となったもののうち、年俸制教員業績評価対象教員に、年額144,000円を支給する。ただし、年俸制教員業績評価対象教員のうちテニユアトラック制助教及び外国語教育等担当外国人教員には支給しない。

(年俸制教員特別手当)

第49条の6 年俸制教員特別手当は、年俸制教員業績評価対象教員に、年俸制教員業績評価のうち教育及び研究の領域において優れた評価を得た者に対し、別表第15に定める年俸制教員特別手当表の区分に対応する額を年額で支給する。

第8章 休業給

(休業給)

第50条 職員が本部等職員就業規則第31条に規定する研修休業又は本部等職員就業規則第32条に規定する海外教育研究活動休業（以下「休業」という。）となった場合には、休業給を次に掲げるとおり支給する。

- (1) 職員の休業が、当該月の初日から末日まで引き続く場合は、当該月の社会保険及び雇用保険の掛金相当額（職員負担分）を支給する。
- (2) 職員の休業の開始日又は終了日が当該月の中途となる場合は、当該月に支払われる給与が当該月の社会保険及び雇用保険の掛金相当額（職員負担分）に満たない場合に限り、当該満たない額に相当する額を支給する。

第9章 雑則

(雑則)

第51条 この法人規則に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な細目は、法人規程で定める。

附 則

(施行日)

- 1 この法人規則は、平成17年4月1日から施行する。

(俸給表)

- 2 第1条に規定する職員のうち、施行日の前日において、国立大学法人筑波大学職員の給与に関する規則（平成16年法人規則第7号。以下「給与規則」という。）第11条第1項に規定する俸給表の適用を受けていた筑波大学法人職員（以下「承継職員」という。）の施行日における第11条第1項に規定する俸給表の適用については、別に辞令を発せられない限り、当該職員が施行日の前日に受けていた同一の俸給表を適用するものとする。

(俸給月額)

- 3 承継職員の施行日における俸給月額については、別に辞令を発せられない限り、当該職員が施行日の前日に受けていた俸給月額（期間を含む。）と同一とする。

(俸給の調整額)

- 4 承継職員の施行日における俸給の調整額については、別に辞令を発せられない限り、当該職員が施行日の前日に受けていた調整数と同一とする。また、施行日の前日において人事院規則

9-6附則（平成7年10月25日人事院規則9-6-25）相当の額を受けていた職員の俸給の調整額の支給については、従前のおりとする。

（管理職手当）

5 承継職員のうち、施行日の前日において給与規則附則第5項に規定する管理職手当の支給を受けていた職員は、従前のおりとする。

（扶養手当等）

6 承継職員のうち、施行日の前日において給与規則第27条に規定する扶養手当、同規則第30条に規定する住居手当、同規則第31条に規定する通勤手当及び同規則第32条に規定する単身赴任手当の支給を受けていた職員の施行日における第28条に規定する扶養手当、第31条に規定する住居手当、第32条に規定する通勤手当及び第33条に規定する単身赴任手当の支給については、別に要件の変更がない限り、従前のおりとする。

（調整手当の異動保障）

7 承継職員のうち、施行日の前日において給与規則第28条の適用を受けていた職員の施行日における調整手当の支給については、第29条の規定にかかわらず、従前のおりとする。

（期末手当等の在職期間）

8 承継職員の第46条第2項に規定する期末手当、第47条第2項に規定する勤勉手当及び第48条第2項に規定する期末特別手当の「基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間」には、平成17年6月1日を基準日とする場合、施行日前日までの在職した期間も含めるものとする。

9 平成16年10月29日から引き続き菅平高原実験センター又は農林技術センター八ヶ岳演習林に勤務する職員（世帯主である職員に限る。）については、平成20年3月までは、第49条第1項本文の規定により支給する寒冷地手当の月額は、同条第2項の規定にかかわらず、次の表に掲げる期間の区分及び基準日における世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

世帯等の区分		期間の区分			
		平成16年11月から平成17年3月まで	平成17年11月から平成18年3月まで	平成18年11月から平成19年3月まで	平成19年11月から平成20年3月まで
世帯主である職員	扶養親族が3人以上ある職員	30,040円	26,040円	22,040円	18,040円
	扶養親族が1人又は2人ある職員	24,600円	20,600円	17,800円	17,800円
	扶養親族のない職員	12,780円	10,200円	10,200円	10,200円

（平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

10 平成21年6月に支給する期末手当に関する第46条第2項の規定の適用については、同項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」とする。

（平成21年6月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

11 平成21年6月に支給する勤勉手当に関する第47条第2項の規定の適用については、同項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」とする。

（平成21年6月に支給する期末特別手当に関する特例措置）

12 平成21年6月に支給する期末特別手当に関する第48条第2項の規定の適用については、

同項中「100分の160」とあるのは「100分の145」とする。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 13 平成22年12月に支給する期末手当に関する第46条第2項の規定の適用については、同項中「100分の137.5」とあるのは「100分の135」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の115」とする。

(平成22年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

- 14 平成22年12月に支給する勤勉手当に関する第47条第2項の規定の適用については、同項中「100分の67.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の85」とする。

(平成22年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

- 15 平成22年12月に支給する期末特別手当に関する第48条第2項の規定の適用については、同項中「100分の155」とあるのは「100分の150」とする。

(定年年齢の引上げに伴う経過措置)

- 16 次の各号に掲げる俸給表の適用を受ける職員の俸給月額、当分の間、職員が60歳(労務職員(炊婦)にあっては63歳)に達した日後における最初の4月1日(附則第18項において「特定日」という。)以後、職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、職員の属する職務の級及び職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

- (1) 一般職員(一)俸給表
- (2) 一般職員(二)俸給表
- (3) 医療職員(一)俸給表
- (4) 医療職員(二)俸給表

- 17 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 本部等職員就業規則第5条の規定により期間を定めて採用される職員のうち、同規則第25条に規定する産前産後休業又は同規則第26条に規定する育児休業を取得している職員に代わり臨時的に任用される職員
- (2) 本部等職員就業規則第15条の3に規定する管理監督職勤務上限年齢制の特例(附則第20項において「管理監督職勤務上限年齢制の特例」という。)により引き続き管理監督職にある職員

- 18 本部等職員就業規則第15条の2の規定により非管理監督職へ降任(附則第20項において「非管理監督職へ降任」という。)した職員であって、当該非管理監督職へ降任した日(以下この項において「降任日」という。)の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第16項の規定により当該職員の受ける俸給月額(以下この項において「特定日俸給月額」という。)が降任日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。)に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第16項の規定により当該職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額(附則第19項において「俸給月額差額相当額」という。)を俸給月額として支給する。

- 19 前項の規定による俸給月額差額相当額と当該俸給月額差額相当額を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるの

は「当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額と当該職員の受ける俸給月額」とする。

20 前2項の規定は、管理監督職勤務上限年齢制の特例により引き続き管理監督職にある職員が非管理監督職へ降任した場合について準用する。

21 附則第16項の規定の適用を受ける職員に対する第22条第3項の規定の適用については、当分の間、同項中「調整基本額」とあるのは「調整基本額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

22 附則第16項の規定の適用を受ける職員に対する第27条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

附 則（平17.4.28法人規則40号）

この法人規則は、平成17年5月1日から施行する。

附 則（平17.9.29法人規則54号）

1 この法人規則は、平成17年9月29日から施行し、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則（次項において「新規則」という。）の規定は、同年8月24日から適用する。

2 平成17年度における新規則第32条第3項の規定の適用については、同項第1号中「第4条第1項本文」とあるのは「附則第3項」と、同項第1号及び第2号中「12で除して得た額」とあるのは「7で除して得た額」と、「12を乗じて得た額」とあるのは「7を乗じて得た額」とする。

附 則（平17.11.24法人規則59号）

この法人規則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平18.3.23法人規則9号）

（施行期日）

1 この法人規則は、平成18年4月1日から施行する。

（職務の級の切替え）

2 この法人規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職員が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が次の表に掲げられている職務の級であった職員の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する新級欄に定める職務の級とする。

俸 給 表	旧 級	新 級
一般職員（一）俸給表	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級

	12 月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未滿	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未滿	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未滿	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未滿	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未滿	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未滿	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未滿	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未滿	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未滿	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未滿	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未滿	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未滿	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未滿	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未滿	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未滿	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未滿	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未滿	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未滿	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未滿	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未滿	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未滿	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9

	3月以上6月未滿	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未滿	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未滿	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未滿	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未滿	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未滿	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未滿	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未滿	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未滿	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未滿	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未滿	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月未滿	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未滿	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未滿	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30

	6月以上9月未 満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未 満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未 満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未 満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未 満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未 満	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未 満	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未 満	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未満		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未 満		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未 満		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未 満		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未満		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未 満		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未 満		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未 満		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未満		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未 満		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月未 満		93	75	61	79	67	63	59		

	9月以上12月未 満		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未満			77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未 満			78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月未 満			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未 満			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3月未満			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未 満			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未 満			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未 満			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3月未満			85	65	89	77	73			
	3月以上6月未 満			86	65	90	78	74			
	6月以上9月未 満			87	66	91	79	75			
	9月以上12月未 満			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	3月未満			89	67	93	81				
	3月以上6月未 満			90	67	94	82				
	6月以上9月未 満			91	68	95	83				
	9月以上12月未 満			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
24	3月未満			93	69	97	85				
	3月以上6月未 満			94	70	98	86				
	6月以上9月未 満			95	71	99	87				
	9月以上12月未 満			96	72	100	88				

	12 月以上			97	73	101	89				
25	3月未滿			97	73	101					
	3月以上6月未滿			98	73	102					
	6月以上9月未滿			99	74	103					
	9月以上12月未滿			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
26	3月未滿			101	75	105					
	3月以上6月未滿			102	75	106					
	6月以上9月未滿			103	76	107					
	9月以上12月未滿			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
27	3月未滿			105	77						
	3月以上6月未滿			106	78						
	6月以上9月未滿			107	79						
	9月以上12月未滿			108	80						
	12月以上			109	81						
28	3月未滿			109	81						
	3月以上6月未滿			110	82						
	6月以上9月未滿			111	83						
	9月以上12月未滿			112	84						
	12月以上			113	85						
29	3月未滿			113							
	3月以上6月未滿			114							
	6月以上9月未滿			115							
	9月以上12月未滿			116							
	12月以上			117							
30	3月未滿			117							

	3月以上6月未 満			118							
	6月以上9月未 満			119							
	9月以上12月未 満			120							
	12月以上			121							
31	3月未満			121							
	3月以上6月未 満			122							
	6月以上9月未 満			123							
	9月以上12月未 満			124							
	12月以上			125							
32	3月未満			125							
	3月以上6月未 満			125							
	6月以上9月未 満			125							
	9月以上12月未 満			125							
	12月以上			125							
枠外1	3月未満				85	109	89	77	69	53	
	3月以上6月未 満				85	110	90	78	70	54	
	6月以上9月未 満				86	111	91	79	71	55	
	9月以上12月未 満				86	112	92	80	72	56	
	12月以上				87	113	93	81	73	57	
枠外2	3月未満				87			81	73	57	
	3月以上6月未 満				87			82	74	58	
	6月以上9月未 満				88			83	75	59	
	9月以上12月未 満				88			84	76	60	
	12月以上				89			85	77	61	
枠外3	3月未満				89						
	3月以上6月未 満				90						

	6月以上9月未 満				91						
	9月以上12月未 満				92						
	12月以上				93						
梓外4	3月未満				93						
	3月以上6月未 満				94						
	6月以上9月未 満				95						
	9月以上12月未 満				96						
	12月以上				97						
梓外5	3月未満				97						
	3月以上6月未 満				98						
	6月以上9月未 満				99						
	9月以上12月未 満				100						
	12月以上				101						
梓外6	3月未満				101						
	3月以上6月未 満				102						
	6月以上9月未 満				103						
	9月以上12月未 満				104						
	12月以上				105						
梓外7	3月未満				105						
	3月以上6月未 満				106						
	6月以上9月未 満				107						
	9月以上12月未 満				108						
	12月以上				109						
梓外8	3月未満				109						
	3月以上6月未 満				109						
	6月以上9月未 満				110						

	9月以上12月未満				110						
	12月以上				111						
枠外9	3月未満				111						
	3月以上6月未満				111						
	6月以上9月未満				112						
	9月以上12月未満				112						
	12月以上				113						

ロ 一般職員（二）俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	3月未満		1	1	5	1	1
	3月以上6月未満		1	1	6	1	1
	6月以上9月未満		1	1	7	1	1
	9月以上12月未満		1	1	8	1	1
	12月以上		1	1	9	1	1
2	3月未満	1	1	1	9	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	10	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	11	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	12	1	1
	12月以上	5	5	1	13	1	1
3	3月未満	5	5	1	13	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	14	1	1
	6月以上9月未満	7	7	3	15	1	1
	9月以上12月未満	8	8	4	16	1	1
	12月以上	9	9	5	17	1	1
4	3月未満	9	9	5	17	1	1
	3月以上6月未満	10	10	6	18	1	1
	6月以上9月未満	11	11	7	19	1	1
	9月以上12月未満	12	12	8	20	1	1
	12月以上	13	13	9	21	1	1
5	3月未満	13	13	9	21	1	1
	3月以上6月未満	14	14	10	22	2	1
	6月以上9月未満	15	15	11	23	3	1
	9月以上12月未満	16	16	12	24	4	1
	12月以上	17	17	13	25	5	1
6	3月未満	17	17	13	25	5	1

	3月以上6月未滿	18	18	14	26	6	2
	6月以上9月未滿	19	19	15	27	7	3
	9月以上 12 月未滿	20	20	16	28	8	4
	12 月以上	21	21	17	29	9	5
7	3月未滿	21	21	17	29	9	5
	3月以上6月未滿	22	22	18	30	10	6
	6月以上9月未滿	23	23	19	31	11	7
	9月以上 12 月未滿	24	24	20	32	12	8
	12 月以上	25	25	21	33	13	9
8	3月未滿	25	25	21	33	13	9
	3月以上6月未滿	26	26	22	34	14	10
	6月以上9月未滿	27	27	23	35	15	11
	9月以上 12 月未滿	28	28	24	36	16	12
	12 月以上	29	29	25	37	17	13
9	3月未滿	29	29	25	37	17	13
	3月以上6月未滿	30	30	26	38	18	14
	6月以上9月未滿	31	31	27	39	19	15
	9月以上 12 月未滿	32	32	28	40	20	16
	12 月以上	33	33	29	41	21	17
10	3月未滿	33	33	29	41	21	17
	3月以上6月未滿	34	34	30	42	22	18
	6月以上9月未滿	35	35	31	43	23	19
	9月以上 12 月未滿	36	36	32	44	24	20
	12 月以上	37	37	33	45	25	21
11	3月未滿	37	37	33	45	25	21
	3月以上6月未滿	38	38	34	46	26	22
	6月以上9月未滿	39	39	35	47	27	23
	9月以上 12 月未滿	40	40	36	48	28	24
	12 月以上	41	41	37	49	29	25
12	3月未滿	41	41	37	49	29	25
	3月以上6月未滿	42	42	38	50	30	26
	6月以上9月未滿	43	43	39	51	31	27
	9月以上 12 月未滿	44	44	40	52	32	28
	12 月以上	45	45	41	53	33	29
13	3月未滿	45	45	41	53	33	29
	3月以上6月未滿	46	46	42	54	34	30
	6月以上9月未滿	47	47	43	55	35	31
	9月以上 12 月未滿	48	48	44	56	36	32
	12 月以上	49	49	45	57	37	33
14	3月未滿	49	49	45	57	37	33
	3月以上6月未滿	50	50	46	58	38	34

	6月以上9月未滿	51	51	47	59	39	35
	9月以上12月未滿	52	52	48	60	40	36
	12月以上	53	53	49	61	41	37
15	3月未滿	53	53	49	61	41	37
	3月以上6月未滿	54	54	50	62	42	38
	6月以上9月未滿	55	55	51	63	43	39
	9月以上12月未滿	56	56	52	64	44	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41
16	3月未滿	57	57	53	65	45	41
	3月以上6月未滿	58	58	54	66	46	42
	6月以上9月未滿	59	59	55	67	47	43
	9月以上12月未滿	60	60	56	68	48	44
	12月以上	61	61	57	69	49	45
17	3月未滿	61	61	57	69	49	45
	3月以上6月未滿	62	62	58	70	50	46
	6月以上9月未滿	63	63	59	71	51	47
	9月以上12月未滿	64	64	60	72	52	48
	12月以上	65	65	61	73	53	49
18	3月未滿	65	65	61	73	53	49
	3月以上6月未滿	66	66	62	74	54	50
	6月以上9月未滿	67	67	63	75	55	51
	9月以上12月未滿	68	68	64	76	56	52
	12月以上	69	69	65	77	57	53
19	3月未滿	69	69	65	77	57	53
	3月以上6月未滿	70	70	65	78	58	54
	6月以上9月未滿	71	71	66	79	59	55
	9月以上12月未滿	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
20	3月未滿	73	73	67	81	61	57
	3月以上6月未滿	74	74	67	82	62	58
	6月以上9月未滿	75	75	68	83	63	59
	9月以上12月未滿	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61
21	3月未滿	77	77	69	85	65	61
	3月以上6月未滿	78	78	70	86	66	62
	6月以上9月未滿	79	79	71	87	67	63
	9月以上12月未滿	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65
22	3月未滿	81	81	73	89	69	65
	3月以上6月未滿	82	82	73	90	70	66
	6月以上9月未滿	83	83	74	91	71	67

	9月以上 12月未滿	84	84	74	92	72	68
	12月以上	85	85	75	93	73	69
23	3月未滿	85	85	75	93	73	69
	3月以上6月未滿	86	86	75	94	74	69
	6月以上9月未滿	87	87	76	95	75	69
	9月以上 12月未滿	88	88	76	96	76	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69
24	3月未滿	89	89	77	97	77	
	3月以上6月未滿	90	90	77	98	78	
	6月以上9月未滿	91	91	78	99	79	
	9月以上 12月未滿	92	92	78	100	80	
	12月以上	93	93	79	101	81	
25	3月未滿	93	93	79	101	81	
	3月以上6月未滿	94	94	79	102	82	
	6月以上9月未滿	95	95	80	103	83	
	9月以上 12月未滿	96	96	80	104	84	
	12月以上	97	97	81	105	85	
26	3月未滿	97	97	81	105	85	
	3月以上6月未滿	98	98	82	106	86	
	6月以上9月未滿	99	99	83	107	87	
	9月以上 12月未滿	100	100	84	108	88	
	12月以上	101	101	85	109	89	
27	3月未滿	101	101	85	109	89	
	3月以上6月未滿	102	102	85	110	90	
	6月以上9月未滿	103	103	86	111	91	
	9月以上 12月未滿	104	104	86	112	92	
	12月以上	105	105	87	113	93	
28	3月未滿	105	105	87	113		
	3月以上6月未滿	106	106	87	114		
	6月以上9月未滿	107	107	88	115		
	9月以上 12月未滿	108	108	88	116		
	12月以上	109	109	89	117		
29	3月未滿	109	109	89	117		
	3月以上6月未滿	110	110	90	118		
	6月以上9月未滿	111	111	91	119		
	9月以上 12月未滿	112	112	92	120		
	12月以上	113	113	93	121		
30	3月未滿	113	113	93	121		
	3月以上6月未滿	114	114	93	122		
	6月以上9月未滿	115	115	94	123		
	9月以上 12月未滿	116	116	94	124		

	12 月以上	117	117	95	125		
31	3月未満	117	117	95	125		
	3月以上6月未満	118	118	95	126		
	6月以上9月未満	119	119	96	127		
	9月以上 12 月未満	120	120	96	128		
	12 月以上	121	121	97	129		
32	3月未満	121	121				
	3月以上6月未満	121	122				
	6月以上9月未満	121	123				
	9月以上 12 月未満	121	124				
	12 月以上	121	125				
33	3月未満		125				
	3月以上6月未満		126				
	6月以上9月未満		127				
	9月以上 12 月未満		128				
	12 月以上		129				
枠外1	3月未満		129	97	129	93	
	3月以上6月未満		130	98	130	94	
	6月以上9月未満		131	99	131	95	
	9月以上 12 月未満		132	100	132	96	
	12 月以上		133	101	133	97	
枠外2	3月未満		133	101		97	
	3月以上6月未満		134	102		98	
	6月以上9月未満		135	103		99	
	9月以上 12 月未満		136	104		100	
	12 月以上		137	105		101	
枠外3	3月未満			105			
	3月以上6月未満			106			
	6月以上9月未満			107			
	9月以上 12 月未満			108			
	12 月以上			109			
枠外4	3月未満			109			
	3月以上6月未満			109			
	6月以上9月未満			110			
	9月以上 12 月未満			110			
	12 月以上			111			

ハ 教育職員(一)俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級					
	経過期間	1級	2級	3級	4級	5級
1	3月未満			1	1	1

	3月以上6月未滿			1	1	1
	6月以上9月未滿			1	1	1
	9月以上 12 月未滿			1	1	1
	12 月以上			1	1	1
2	3月未滿	1	1	1	1	1
	3月以上6月未滿	2	2	2	1	1
	6月以上9月未滿	3	3	3	1	1
	9月以上 12 月未滿	4	4	4	1	1
	12 月以上	5	5	5	1	1
3	3月未滿	5	5	5	1	1
	3月以上6月未滿	6	6	6	1	1
	6月以上9月未滿	7	7	7	1	1
	9月以上 12 月未滿	8	8	8	1	1
	12 月以上	9	9	9	1	1
4	3月未滿	9	9	9	1	1
	3月以上6月未滿	10	10	10	2	1
	6月以上9月未滿	11	11	11	3	1
	9月以上 12 月未滿	12	12	12	4	1
	12 月以上	13	13	13	5	1
5	3月未滿	13	13	13	5	1
	3月以上6月未滿	14	14	14	6	1
	6月以上9月未滿	15	15	15	7	1
	9月以上 12 月未滿	16	16	16	8	1
	12 月以上	17	17	17	9	1
6	3月未滿	17	17	17	9	1
	3月以上6月未滿	18	18	18	10	2
	6月以上9月未滿	19	19	19	11	3
	9月以上 12 月未滿	20	20	20	12	4
	12 月以上	21	21	21	13	5
7	3月未滿	21	21	21	13	5
	3月以上6月未滿	22	22	22	14	6
	6月以上9月未滿	23	23	23	15	7
	9月以上 12 月未滿	24	24	24	16	8
	12 月以上	25	25	25	17	9
8	3月未滿	25	25	25	17	9
	3月以上6月未滿	26	26	26	18	10
	6月以上9月未滿	27	27	27	19	11
	9月以上 12 月未滿	28	28	28	20	12
	12 月以上	29	29	29	21	13
9	3月未滿	29	29	29	21	13
	3月以上6月未滿	30	30	30	22	14

	6月以上9月未滿	31	31	31	23	15
	9月以上12月未滿	32	32	32	24	16
	12月以上	33	33	33	25	17
10	3月未滿	33	33	33	25	17
	3月以上6月未滿	34	34	34	26	18
	6月以上9月未滿	35	35	35	27	19
	9月以上12月未滿	36	36	36	28	20
	12月以上	37	37	37	29	21
11	3月未滿	37	37	37	29	21
	3月以上6月未滿	38	38	38	30	22
	6月以上9月未滿	39	39	39	31	23
	9月以上12月未滿	40	40	40	32	24
	12月以上	41	41	41	33	25
12	3月未滿	41	41	41	33	25
	3月以上6月未滿	42	42	42	34	26
	6月以上9月未滿	43	43	43	35	27
	9月以上12月未滿	44	44	44	36	28
	12月以上	45	45	45	37	29
13	3月未滿	45	45	45	37	29
	3月以上6月未滿	46	46	46	38	30
	6月以上9月未滿	47	47	47	39	31
	9月以上12月未滿	48	48	48	40	32
	12月以上	49	49	49	41	33
14	3月未滿	49	49	49	41	33
	3月以上6月未滿	50	50	50	42	34
	6月以上9月未滿	51	51	51	43	35
	9月以上12月未滿	52	52	52	44	36
	12月以上	53	53	53	45	37
15	3月未滿	53	53	53	45	37
	3月以上6月未滿	54	54	54	46	38
	6月以上9月未滿	55	55	55	47	39
	9月以上12月未滿	56	56	56	48	40
	12月以上	57	57	57	49	41
16	3月未滿	57	57	57	49	41
	3月以上6月未滿	58	58	58	50	42
	6月以上9月未滿	59	59	59	51	43
	9月以上12月未滿	60	60	60	52	44
	12月以上	61	61	61	53	45
17	3月未滿	61	61	61	53	45
	3月以上6月未滿	62	62	62	54	46
	6月以上9月未滿	63	63	63	55	47

	9月以上 12月未滿	64	64	64	56	48
	12月以上	65	65	65	57	49
18	3月未滿	65	65	65	57	49
	3月以上6月未滿	66	66	66	58	50
	6月以上9月未滿	67	67	67	59	51
	9月以上 12月未滿	68	68	68	60	52
	12月以上	69	69	69	61	53
19	3月未滿	69	69	69	61	53
	3月以上6月未滿	70	70	70	62	54
	6月以上9月未滿	71	71	71	63	55
	9月以上 12月未滿	72	72	72	64	56
	12月以上	73	73	73	65	57
20	3月未滿	73	73	73	65	57
	3月以上6月未滿	74	74	74	66	58
	6月以上9月未滿	75	75	75	67	59
	9月以上 12月未滿	76	76	76	68	60
	12月以上	77	77	77	69	61
21	3月未滿	77	77	77	69	61
	3月以上6月未滿	78	78	78	70	62
	6月以上9月未滿	79	79	79	71	63
	9月以上 12月未滿	80	80	80	72	64
	12月以上	81	81	81	73	65
22	3月未滿	81	81	81	73	65
	3月以上6月未滿	82	82	82	74	66
	6月以上9月未滿	83	83	83	75	67
	9月以上 12月未滿	84	84	84	76	68
	12月以上	85	85	85	77	69
23	3月未滿	85	85	85	77	69
	3月以上6月未滿	86	86	86	78	70
	6月以上9月未滿	87	87	87	79	71
	9月以上 12月未滿	88	88	88	80	72
	12月以上	89	89	89	81	73
24	3月未滿	89	89	89	81	
	3月以上6月未滿	90	90	90	82	
	6月以上9月未滿	91	91	91	83	
	9月以上 12月未滿	92	92	92	84	
	12月以上	93	93	93	85	
25	3月未滿	93	93	93	85	
	3月以上6月未滿	94	94	94	86	
	6月以上9月未滿	95	95	95	87	
	9月以上 12月未滿	96	96	96	88	

	12 月以上	97	97	97	89	
26	3月未滿	97	97	97	89	
	3月以上6月未滿	98	98	98	90	
	6月以上9月未滿	99	99	99	91	
	9月以上 12 月未滿	100	100	100	92	
	12 月以上	101	101	101	93	
27	3月未滿	101	101	101		
	3月以上6月未滿	102	102	102		
	6月以上9月未滿	103	103	103		
	9月以上 12 月未滿	104	104	104		
	12 月以上	105	105	105		
28	3月未滿	105	105	105		
	3月以上6月未滿	106	106	106		
	6月以上9月未滿	107	107	107		
	9月以上 12 月未滿	108	108	108		
	12 月以上	109	109	109		
29	3月未滿	109	109			
	3月以上6月未滿	110	110			
	6月以上9月未滿	111	111			
	9月以上 12 月未滿	112	112			
	12 月以上	113	113			
30	3月未滿	113	113			
	3月以上6月未滿	114	114			
	6月以上9月未滿	115	115			
	9月以上 12 月未滿	116	116			
	12 月以上	117	117			
31	3月未滿	117	117			
	3月以上6月未滿	118	118			
	6月以上9月未滿	119	119			
	9月以上 12 月未滿	120	120			
	12 月以上	121	121			
32	3月未滿	121	121			
	3月以上6月未滿	122	122			
	6月以上9月未滿	123	123			
	9月以上 12 月未滿	124	124			
	12 月以上	125	125			
33	3月未滿	125	125			
	3月以上6月未滿	126	126			
	6月以上9月未滿	127	127			
	9月以上 12 月未滿	128	128			
	12 月以上	129	129			

34	3月未滿	129	129			
	3月以上6月未滿	130	130			
	6月以上9月未滿	131	131			
	9月以上 12 月未滿	132	132			
	12 月以上	133	133			
35	3月未滿	133				
	3月以上6月未滿	134				
	6月以上9月未滿	135				
	9月以上 12 月未滿	136				
	12 月以上	137				
36	3月未滿	137				
	3月以上6月未滿	138				
	6月以上9月未滿	139				
	9月以上 12 月未滿	140				
	12 月以上	141				
37	3月未滿	141				
	3月以上6月未滿	142				
	6月以上9月未滿	143				
	9月以上 12 月未滿	144				
	12 月以上	145				
38	3月未滿	145				
	3月以上6月未滿	146				
	6月以上9月未滿	147				
	9月以上 12 月未滿	148				
	12 月以上	149				
粹外1	3月未滿	149	133	109	93	73
	3月以上6月未滿	150	134	110	94	74
	6月以上9月未滿	151	135	111	95	75
	9月以上 12 月未滿	152	136	112	96	76
	12 月以上	153	137	113	97	77
粹外2	3月未滿	153	137	113	97	77
	3月以上6月未滿	154	138	114	98	78
	6月以上9月未滿	155	139	115	99	79
	9月以上 12 月未滿	156	140	116	100	80
	12 月以上	157	141	117	101	81
粹外3	3月未滿	157	141	117	101	81
	3月以上6月未滿	157	141	117	101	81
	6月以上9月未滿	157	141	117	101	81
	9月以上 12 月未滿	157	141	117	101	81
	12 月以上	157	141	117	101	81

二 医療職員（一）俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	経過期間							
1	3月未満			1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4	1	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1	1
5	3月未満	13	13	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4	1
	12月以上	17	17	17	13	9	5	1
6	3月未満	17	17	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12	8	4
	12月以上	21	21	21	17	13	9	5
7	3月未満	21	21	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	22	22	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	23	23	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16	12	8
	12月以上	25	25	25	21	17	13	9
8	3月未満	25	25	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	26	26	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	27	27	27	23	19	15	11

	9月以上12月未滿	28	28	28	24	20	16	12
	12月以上	29	29	29	25	21	17	13
9	3月未滿	29	29	29	25	21	17	13
	3月以上6月未滿	30	30	30	26	22	18	14
	6月以上9月未滿	31	31	31	27	23	19	15
	9月以上12月未滿	32	32	32	28	24	20	16
	12月以上	33	33	33	29	25	21	17
10	3月未滿	33	33	33	29	25	21	17
	3月以上6月未滿	34	34	34	30	26	22	18
	6月以上9月未滿	35	35	35	31	27	23	19
	9月以上12月未滿	36	36	36	32	28	24	20
	12月以上	37	37	37	33	29	25	21
11	3月未滿	37	37	37	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	38	38	38	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	39	39	39	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	40	40	40	36	32	28	24
	12月以上	41	41	41	37	33	29	25
12	3月未滿	41	41	41	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	42	42	42	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	43	43	43	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	44	44	44	40	36	32	28
	12月以上	45	45	45	41	37	33	29
13	3月未滿	45	45	45	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	46	46	46	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	47	47	47	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	48	48	48	44	40	36	32
	12月以上	49	49	49	45	41	37	33
14	3月未滿	49	49	49	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	50	50	50	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	51	51	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	52	52	52	48	44	40	36
	12月以上	53	53	53	49	45	41	37
15	3月未滿	53	53	53	49	45	41	37
	3月以上6月未滿	54	54	54	50	46	42	38
	6月以上9月未滿	55	55	55	51	47	43	39
	9月以上12月未滿	56	56	56	52	48	44	40
	12月以上	57	57	57	53	49	45	41
16	3月未滿	57	57	57	53	49	45	41
	3月以上6月未滿	58	58	58	54	50	46	42
	6月以上9月未滿	59	59	59	55	51	47	43
	9月以上12月未滿	60	60	60	56	52	48	44

	12 月以上	61	61	61	57	53	49	45
17	3月未滿	61	61	61	57	53	49	45
	3月以上6月未滿	62	62	62	58	54	50	46
	6月以上9月未滿	63	63	63	59	55	51	47
	9月以上 12 月未滿	64	64	64	60	56	52	48
	12 月以上	65	65	65	61	57	53	49
18	3月未滿	65	65	65	61	57	53	
	3月以上6月未滿	66	66	66	62	58	54	
	6月以上9月未滿	67	67	67	63	59	55	
	9月以上 12 月未滿	68	68	68	64	60	56	
	12 月以上	69	69	69	65	61	57	
19	3月未滿	69	69	69	65	61	57	
	3月以上6月未滿	70	70	70	66	62	58	
	6月以上9月未滿	71	71	71	67	63	59	
	9月以上 12 月未滿	72	72	72	68	64	60	
	12 月以上	73	73	73	69	65	61	
20	3月未滿	73	73	73	69	65	61	
	3月以上6月未滿	74	74	74	70	66	62	
	6月以上9月未滿	75	75	75	71	67	63	
	9月以上 12 月未滿	76	76	76	72	68	64	
	12 月以上	77	77	77	73	69	65	
21	3月未滿	77	77	77	73	69		
	3月以上6月未滿	78	78	78	74	70		
	6月以上9月未滿	79	79	79	75	71		
	9月以上 12 月未滿	80	80	80	76	72		
	12 月以上	81	81	81	77	73		
22	3月未滿	81	81	81	77	73		
	3月以上6月未滿	82	82	82	78	74		
	6月以上9月未滿	83	83	83	79	75		
	9月以上 12 月未滿	84	84	84	80	76		
	12 月以上	85	85	85	81	77		
23	3月未滿	85	85	85	81	77		
	3月以上6月未滿	85	86	86	82	78		
	6月以上9月未滿	85	87	87	83	79		
	9月以上 12 月未滿	85	88	88	84	80		
	12 月以上	85	89	89	85	81		
24	3月未滿		89	89	85			
	3月以上6月未滿		90	90	86			
	6月以上9月未滿		91	91	87			
	9月以上 12 月未滿		92	92	88			
	12 月以上		93	93	89			

25	3月未満		93	93	89			
	3月以上6月未満		94	94	90			
	6月以上9月未満		95	95	91			
	9月以上12月未満		96	96	92			
	12月以上		97	97	93			
26	3月未満		97	97	93			
	3月以上6月未満		98	98	94			
	6月以上9月未満		99	99	95			
	9月以上12月未満		100	100	96			
	12月以上		101	101	97			
27	3月未満		101	101	97			
	3月以上6月未満		102	102	98			
	6月以上9月未満		103	103	99			
	9月以上12月未満		104	104	100			
	12月以上		105	105	101			
28	3月未満		105	105				
	3月以上6月未満		105	106				
	6月以上9月未満		105	107				
	9月以上12月未満		105	108				
	12月以上		105	109				
29	3月未満			109				
	3月以上6月未満			110				
	6月以上9月未満			111				
	9月以上12月未満			112				
	12月以上			113				
30	3月未満			113				
	3月以上6月未満			113				
	6月以上9月未満			113				
	9月以上12月未満			113				
	12月以上			113				
枠外1	3月未満				101	81		49
	3月以上6月未満				102	82		50
	6月以上9月未満				103	83		51
	9月以上12月未満				104	84		52
	12月以上				105	85		53

ホ 医療職員（二）俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		1			1	1	1	1
	3月未満			1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1	1

	6月以上9月未滿			1	1	1	1	1
	9月以上12月未滿			1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1
2	3月未滿	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未滿	2	2	2	1	1	1	1
	6月以上9月未滿	3	3	3	1	1	1	1
	9月以上12月未滿	4	4	4	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1
3	3月未滿	5	5	5	1	1	1	1
	3月以上6月未滿	6	6	6	2	1	1	1
	6月以上9月未滿	7	7	7	3	1	1	1
	9月以上12月未滿	8	8	8	4	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1
4	3月未滿	9	9	9	5	1	1	1
	3月以上6月未滿	10	10	10	6	2	1	1
	6月以上9月未滿	11	11	11	7	3	1	1
	9月以上12月未滿	12	12	12	8	4	1	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1	1
5	3月未滿	13	13	13	9	5	1	1
	3月以上6月未滿	14	14	14	10	6	2	1
	6月以上9月未滿	15	15	15	11	7	3	1
	9月以上12月未滿	16	16	16	12	8	4	1
	12月以上	17	17	17	13	9	5	1
6	3月未滿	17	17	17	13	9	5	1
	3月以上6月未滿	18	18	18	14	10	6	2
	6月以上9月未滿	19	19	19	15	11	7	3
	9月以上12月未滿	20	20	20	16	12	8	4
	12月以上	21	21	21	17	13	9	5
7	3月未滿	21	21	21	17	13	9	5
	3月以上6月未滿	22	22	22	18	14	10	6
	6月以上9月未滿	23	23	23	19	15	11	7
	9月以上12月未滿	24	24	24	20	16	12	8
	12月以上	25	25	25	21	17	13	9
8	3月未滿	25	25	25	21	17	13	9
	3月以上6月未滿	26	26	26	22	18	14	10
	6月以上9月未滿	27	27	27	23	19	15	11
	9月以上12月未滿	28	28	28	24	20	16	12
	12月以上	29	29	29	25	21	17	13
9	3月未滿	29	29	29	25	21	17	13
	3月以上6月未滿	30	30	30	26	22	18	14
	6月以上9月未滿	31	31	31	27	23	19	15

	9月以上12月未滿	32	32	32	28	24	20	16
	12月以上	33	33	33	29	25	21	17
10	3月未滿	33	33	33	29	25	21	17
	3月以上6月未滿	34	34	34	30	26	22	18
	6月以上9月未滿	35	35	35	31	27	23	19
	9月以上12月未滿	36	36	36	32	28	24	20
	12月以上	37	37	37	33	29	25	21
11	3月未滿	37	37	37	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	38	38	38	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	39	39	39	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	40	40	40	36	32	28	24
	12月以上	41	41	41	37	33	29	25
12	3月未滿	41	41	41	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	42	42	42	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	43	43	43	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	44	44	44	40	36	32	28
	12月以上	45	45	45	41	37	33	29
13	3月未滿	45	45	45	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	46	46	46	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	47	47	47	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	48	48	48	44	40	36	32
	12月以上	49	49	49	45	41	37	33
14	3月未滿	49	49	49	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	50	50	50	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	51	51	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	52	52	52	48	44	40	36
	12月以上	53	53	53	49	45	41	37
15	3月未滿	53	53	53	49	45	41	37
	3月以上6月未滿	54	54	54	50	46	42	38
	6月以上9月未滿	55	55	55	51	47	43	39
	9月以上12月未滿	56	56	56	52	48	44	40
	12月以上	57	57	57	53	49	45	41
16	3月未滿	57	57	57	53	49	45	41
	3月以上6月未滿	58	58	58	54	50	46	42
	6月以上9月未滿	59	59	59	55	51	47	43
	9月以上12月未滿	60	60	60	56	52	48	44
	12月以上	61	61	61	57	53	49	45
17	3月未滿	61	61	61	57	53	49	45
	3月以上6月未滿	62	62	62	58	54	50	46
	6月以上9月未滿	63	63	63	59	55	51	47
	9月以上12月未滿	64	64	64	60	56	52	48

	12 月以上	65	65	65	61	57	53	49
18	3月未滿	65	65	65	61	57	53	49
	3月以上6月未滿	66	66	66	62	58	54	50
	6月以上9月未滿	67	67	67	63	59	55	51
	9月以上 12 月未滿	68	68	68	64	60	56	52
	12 月以上	69	69	69	65	61	57	53
19	3月未滿	69	69	69	65	61	57	53
	3月以上6月未滿	70	70	70	66	62	58	54
	6月以上9月未滿	71	71	71	67	63	59	55
	9月以上 12 月未滿	72	72	72	68	64	60	56
	12 月以上	73	73	73	69	65	61	57
20	3月未滿	73	73	73	69	65	61	
	3月以上6月未滿	74	74	74	70	66	62	
	6月以上9月未滿	75	75	75	71	67	63	
	9月以上 12 月未滿	76	76	76	72	68	64	
	12 月以上	77	77	77	73	69	65	
21	3月未滿	77	77	77	73	69	65	
	3月以上6月未滿	78	78	78	74	70	66	
	6月以上9月未滿	79	79	79	75	71	67	
	9月以上 12 月未滿	80	80	80	76	72	68	
	12 月以上	81	81	81	77	73	69	
22	3月未滿	81	81	81	77	73	69	
	3月以上6月未滿	82	82	82	78	74	69	
	6月以上9月未滿	83	83	83	79	75	69	
	9月以上 12 月未滿	84	84	84	80	76	69	
	12 月以上	85	85	85	81	77	69	
23	3月未滿	85	85	85	81	77		
	3月以上6月未滿	86	86	86	82	78		
	6月以上9月未滿	87	87	87	83	79		
	9月以上 12 月未滿	88	88	88	84	80		
	12 月以上	89	89	89	85	81		
24	3月未滿	89	89	89	85	81		
	3月以上6月未滿	90	90	90	86	82		
	6月以上9月未滿	91	91	91	87	83		
	9月以上 12 月未滿	92	92	92	88	84		
	12 月以上	93	93	93	89	85		
25	3月未滿	93	93	93	89			
	3月以上6月未滿	94	94	94	90			
	6月以上9月未滿	95	95	95	91			
	9月以上 12 月未滿	96	96	96	92			
	12 月以上	97	97	97	93			

26	3月未滿	97	97	97	93			
	3月以上6月未滿	98	98	98	94			
	6月以上9月未滿	99	99	99	95			
	9月以上12月未滿	100	100	100	96			
	12月以上	101	101	101	97			
27	3月未滿	101	101	101	97			
	3月以上6月未滿	102	102	102	98			
	6月以上9月未滿	103	103	103	99			
	9月以上12月未滿	104	104	104	100			
	12月以上	105	105	105	101			
28	3月未滿	105	105	105	101			
	3月以上6月未滿	106	106	106	102			
	6月以上9月未滿	107	107	107	103			
	9月以上12月未滿	108	108	108	104			
	12月以上	109	109	109	105			
29	3月未滿	109	109	109				
	3月以上6月未滿	110	110	110				
	6月以上9月未滿	111	111	111				
	9月以上12月未滿	112	112	112				
	12月以上	113	113	113				
30	3月未滿	113	113	113				
	3月以上6月未滿	114	114	114				
	6月以上9月未滿	115	115	115				
	9月以上12月未滿	116	116	116				
	12月以上	117	117	117				
31	3月未滿	117	117	117				
	3月以上6月未滿	118	118	118				
	6月以上9月未滿	119	119	119				
	9月以上12月未滿	120	120	120				
	12月以上	121	121	121				
32	3月未滿	121	121					
	3月以上6月未滿	122	122					
	6月以上9月未滿	123	123					
	9月以上12月未滿	124	124					
	12月以上	125	125					
33	3月未滿	125	125					
	3月以上6月未滿	126	126					
	6月以上9月未滿	127	127					
	9月以上12月未滿	128	128					
	12月以上	129	129					
34	3月未滿	129	129					

	3月以上6月未滿	130	130					
	6月以上9月未滿	131	131					
	9月以上 12 月未滿	132	132					
	12 月以上	133	133					
35	3月未滿	133	133					
	3月以上6月未滿	134	134					
	6月以上9月未滿	135	135					
	9月以上 12 月未滿	136	136					
	12 月以上	137	137					
36	3月未滿	137	137					
	3月以上6月未滿	138	138					
	6月以上9月未滿	139	139					
	9月以上 12 月未滿	140	140					
	12 月以上	141	141					
37	3月未滿	141	141					
	3月以上6月未滿	142	142					
	6月以上9月未滿	143	143					
	9月以上 12 月未滿	144	144					
	12 月以上	145	145					
38	3月未滿	145	145					
	3月以上6月未滿	146	146					
	6月以上9月未滿	147	147					
	9月以上 12 月未滿	148	148					
	12 月以上	149	149					
39	3月未滿	149						
	3月以上6月未滿	150						
	6月以上9月未滿	151						
	9月以上 12 月未滿	152						
	12 月以上	153						
40	3月未滿	153						
	3月以上6月未滿	154						
	6月以上9月未滿	155						
	9月以上 12 月未滿	156						
	12 月以上	157						
41	3月未滿	157						
	3月以上6月未滿	158						
	6月以上9月未滿	159						
	9月以上 12 月未滿	160						
	12 月以上	161						
粹外1	3月未滿	161	149	121	105	85		
	3月以上6月未滿	162	150	122	106	86		

	6月以上9月未満	163	151	123	107	87		
	9月以上12月未満	164	152	124	108	88		
	12月以上	165	153	125	109	89		
枠外2	3月未満	165			109	89		
	3月以上6月未満	166			110	90		
	6月以上9月未満	167			111	91		
	9月以上12月未満	168			112	92		
	12月以上	169			113	93		

(施行日前の異動者の号俸の調整)

- 4 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び法人規程に定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等したものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、法人規程の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

- 5 施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者が受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員には、施行日前の俸給月額と施行日後の俸給月額の差額（以下「俸給月額差額」という。）と施行日後の俸給月額を支給する。
- 6 施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給月額差額を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給月額差額と施行日後の俸給月額を支給する。
- 7 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給月額差額を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給月額差額と施行日後の俸給月額を支給する。

(経過措置に係る給与の算出基礎)

- 8 前3項の規定による俸給月額差額を支給される職員に係る本部等職員給与規則第2条、第7条第1項、第20条第1項第2号、第21条第2項及び第3項、第23条、第24条第2項及び第3項、第29条第1項、第41条第2項、第46条第2項及び第4項、第47条第2項並びに第48条第2項の額を算出する基礎には、俸給月額差額を含むものとする。

(平成22年3月31日までの間における特例)

- 9 平成22年3月31日までの間における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第17条第2項		第17条第3項		
4号俸	3号俸	4号俸	3号俸	2号俸
3号俸	2号俸	3号俸	2号俸	1号俸

(俸給の調整額に関する経過措置)

- 10 第22条の規定により俸給月額の調整を行う職員（次項において「俸給の調整額適用職員」という。）のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、同条の規定による俸給の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額を俸給の調整額として支給する。

- (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25

1.1 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) 施行日の前日から引き続き俸給の調整額適用職員である職員 同日にその者に適用されていた調整基本額
- (2) 施行日以後に新たに俸給の調整額適用職員となった職員（次号に該当する職員及び施行日以後に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に新たに俸給の調整額適用職員になったとした場合にこの法人規則による改正前の本部等職員給与規則の規定により同日にその者に適用されることとなる俸給表、職務の級及び号俸を基礎としてこの法人規則による改正前の第22条の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額
- (3) 施行日以後に、国の機関等から人事交流等により新たに俸給表の適用を受けることとなった職員 当該職員が施行日の前日に俸給表の適用を受ける職員であったものとみなして前号の規定を適用した場合に同日にその者に適用されることとなる調整基本額
(派遣職員の給与に関する経過措置)

1.2 この法人規則施行の際現に国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則（平成16年法人規則18号）の規定により派遣されている職員の第23条の規定の適用については、施行日の前日までは、同条中「それに対する教育研究等連携手当」を「それに対する調整手当」と読み替えるものとする。

（平成24年3月31日までの間における第29条の規定による地域手当の支給割合）

1.3 平成24年3月31日までの間における第29条に定める地域手当の支給割合は、同条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

地 域	支給割合
東京都特別区	100分の16
茨城県つくば市	100分の10

附 則（平18.10.26法人規則46号）

この法人規則は、平成18年11月1日から施行する。

附 則（平18.11.27法人規則54号）

- 1 この法人規則は、平成18年12月1日から施行する。
- 2 国立大学法人筑波大学本部等職員就業規則の一部を改正する法人規則（平成18年法人規則第53号）附則第2項の規定により再任用されている職員については、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平19.3.22法人規則11号）

（施行期日）

- 1 この法人規則は、平成19年4月1日から施行する。
(管理職手当に関する経過措置)

2 この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則(以下「新規則」という。)第24条の規定により管理職手当を支給される職員のうち、管理職手当額が経過措置基準額(この新規則の施行の日の前日において占めていたこの法人規則による改正前の国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則第24条に規定する表に掲げる区分欄に定める区分に相当する新規則別表第9の職種欄に掲げる職種を占める職員で同日にその者が受けていた管理職手当額に100分の99.76の割合を乗じて得た額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。)をいう。以下この項において同じ。)に達しないこととなる職員には、当該管理職手当額のほか、当該管理職手当額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を管理職手当額として支給する。

(1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100

(2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75

(3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50

(4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

(平成20年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合の特例)

3 平成20年3月31日までの間においては、新規則第29条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

(広域異動手当に関する経過措置)

4 新規則第29条の2の規定は、平成16年4月2日からこの法人規則の施行の日の前日までの間に職員がその勤務場所を異にして異動した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動の日以降」とする。

(特地勤務手当と広域異動手当との調整に関する経過措置)

5 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間においては、新規則第41条第3項第1号中「100分の2」とあるのは「100分の1」と、同条同項第2号中「100分の1を超え100分の2以下の支給割合 100分の1」とあるのは「削除」とする。

附 則 (平19.12.20法人規則57号)

1 この法人規則は、平成20年1月1日から施行する。

2 改正後の国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則(以下「新規則」という。)の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。

(1) 第47条の改正規定 平成19年12月1日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成19年4月1日

3 前項の規定にかかわらず、新規則の規定は、この法人規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに職員でなくなった者及び施行日に在籍派遣(国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則(平成16年法人規則第18号)第2条第1号に規定するものをいう。)されている職員については、適用しない。

4 第2項の規定にかかわらず、平成19年4月2日から平成19年12月31日までにおいて採用された者の直近の採用の日から施行日までの期間以外の期間については、適用しない。

附 則 (平20.3.13法人規則3号)

(施行日)

- 1 この法人規則は、平成20年4月1日から施行する。
(育児短時間勤務者に係る俸給月額、俸給の調整額及び管理職手当の経過措置)
- 2 改正後の国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則(平成17年法人規則第8号。以下「新規則」という。)第32条に規定する育児短時間勤務者のうち、国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則の一部を改正する法人規則(平成18年法人規則第9号。以下「平成18年改正規則」という。)附則第5項、第6項、第7項及び第10項並びに国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則の一部を改正する法人規則(平成19年法人規則第11号。以下「平成19年改正規則」という。)附則第2項の規定が適用される職員については、平成18年改正規則附則第5項、第6項、第7項及び第10項の規定により支給する俸給月額差額及び俸給の調整額並びに平成19年改正規則附則第2項の規定により支給する管理職手当額の額(以下「俸給月額差額等」という。)は、俸給月額差額等にそれぞれ新規則第20条の2に規定する算出率を乗じて得た額とする。
(管理職手当の特例)
- 3 施行日の前日において改正前の国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則(平成17年法人規則第8号。以下「旧規則」という。)第24条に規定する管理職手当(以下「改正前の管理職手当」という。)の支給を受けていた職員又は管理職手当相当の手当の支給を受けていた者で、施行日に異動又は採用となった者の管理職手当の額については、改正前の管理職手当又は管理職手当相当の手当の額との権衡上必要と認められる範囲内において、任命権者が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(特地勤務手当に関する経過措置)
- 4 この法人規則の施行の日の前日において旧規則第41条の規定により特地勤務手当の支給を受けていた農林技術センター八ヶ岳演習林に勤務する職員については、新規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平20. 8. 6 法人規則30号)

この法人規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平21. 2. 26 法人規則8号)

- 1 この法人規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この法人規則の施行の日の前日において、改正前の国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則第26条の規定により専攻長手当の支給を受けていた職員については、改正後の第26条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平21. 3. 26 法人規則22号)

この法人規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平21. 5. 28 法人規則37号)

この法人規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則 (平21. 11. 26 法人規則50号)

(施行日)

- 1 この法人規則は、平成21年12月1日から施行する。
(俸給の切替えに伴う経過措置)

- 2 平成18年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者が受ける俸給月額が俸給月額調整額（同日において受けていた俸給月額に100分の99.76の割合を乗じて得た額（1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）をいう。以下同じ。）に達しないこととなる職員には、施行日後の俸給月額に加えて、俸給月額調整額と施行日後の俸給月額との差額（以下「俸給月額差額」という。）を支給する。
- 3 平成18年3月31日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給月額差額を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、同項の規定に準じて、施行日後の俸給月額に加えて、俸給月額差額を支給する。
- 4 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給月額差額を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、前2項の規定に準じて、施行日後の俸給月額に加えて、俸給月額差額を支給する。
（経過措置に係る給与の算出基礎）
- 5 前3項の規定による俸給月額差額を支給される職員に係る第2条、第7条第1項、第20条第1項第2号、第20条の2、第21条第2項及び第3項、第23条、第24条第2項及び第3項、第29条第1項、第41条第2項、第46条第2項から第4項まで、第47条第2項並びに第48条第2項の額を算出する基礎には、俸給月額差額を含むものとする。

附 則（平22.3.25法人規則6号）

- 1 この法人規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成14年10月1日付けで図書館情報大学から筑波大学に移行した大学教員の第17条第4項及び第20条の3第1項の規定の適用については、第17条第4項及び第20条の3第1項中「満63歳」とあるのは「満65歳」とする。

附 則（平22.9.30法人規則46号）

この法人規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平22.11.29法人規則51号）

この法人規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平22.12.22法人規則55号）

（施行日）

- 1 この法人規則は、平成23年1月1日から施行する。
（俸給の切替えに伴う経過措置）
- 2 平成18年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者が受ける俸給月額が俸給月額調整額（同日において受けていた俸給月額に100分の99.59の割合を乗じて得た額（1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）をいう。以下同じ。）に達しないこととなる職員には、施行日後の俸給月額に加えて、俸給月額調整額と施行日後の俸給月額との差額（以下「俸給月額差額」という。）を支給する。
- 3 平成18年3月31日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給月額差額を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、同項の規定に準じて、施行日後の

俸給月額に加えて、俸給月額差額を支給する。

- 4 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給月額差額を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、前2項の規定に準じて、施行日後の俸給月額に加えて、俸給月額差額を支給する。

(経過措置に係る給与の算出基礎)

- 5 前3項の規定による俸給月額差額を支給される職員に係る第2条、第7条第1項、第20条第1項第2号、第20条の2、第20条の3第1項、第21条第2項及び第3項、第23条、第29条第1項、第29条の2第1項、第41条第2項、第46条第2項から第4項まで、第47条第2項並びに第48条第2項の額を算出する基礎には、俸給月額差額を含むものとする。

附 則 (平23.3.24法人規則23号)

この法人規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平23.9.29法人規則54号)

- 1 この法人規則は、平成23年10月1日から施行する。
- 2 この法人規則の施行の日の前日において、改正前の国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則第24条の規定により管理職手当の支給を受けていた職員については、権衡上必要と認められる範囲内において、平成24年3月31日までの間、改正後の第24条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平24.3.29法人規則16号)

(施行日)

- 1 この法人規則は、平成24年4月1日から施行する。
(管理職手当に関する経過措置)
- 2 この法人規則の施行の日の前日において、改正前の国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則第24条の規定により管理職手当の支給を受けていた職員については、権衡上必要と認められる範囲内において、当分の間、改正後の第24条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(俸給の切替えに伴う経過措置)
- 3 平成18年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者が受ける俸給月額が俸給月額調整額(同日において受けていた俸給月額に100分の99.1の割合を乗じて得た額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。))をいう。以下同じ。)に達しないこととなる職員には、施行日後の俸給月額に加えて、俸給月額調整額と施行日後の俸給月額との差額(以下「俸給月額差額」という。)を支給し、平成26年度以降、俸給月額差額は支給しない。
- 4 平成18年3月31日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による俸給月額差額を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、同項の規定に準じて、施行日後の俸給月額に加えて、俸給月額差額を支給する。
- 5 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給月額差額を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、前2項の規定に準じて、施行日後の俸

給月額に加えて、俸給月額差額を支給する。

(経過措置に係る給与の算出基礎)

- 6 前3項の規定による俸給月額差額を支給される職員に係る第2条、第7条第1項、第20条第1項第2号、第20条の2、第20条の3第1項、第21条第2項及び第3項、第23条、第29条第1項、第46条第2項から第4項まで、第47条第2項並びに第48条第2項の額を算出する基礎には、俸給月額差額を含むものとする。

附 則 (平24.5.31法人規則40号)

(施行日)

- 1 この法人規則は、平成24年6月1日から施行する。

(俸給月額の特例)

- 2 平成26年3月31日までの間、俸給月額の支給に当たっては、俸給月額及び平成18年法人規則第9号第5項から第7項までに規定する俸給月額差額から、俸給月額及び俸給月額差額に、次の表に掲げる俸給表及び同表の職務の級又は号俸の区分に応じそれぞれ同表に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸 給 表	職務の級又は号俸	割合
一般職員 (一) 俸給表	7級以上	100分の9.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	2級以下	100分の4.77
一般職員 (二) 俸給表	4級以上	100分の7.77
	3級以下	100分の4.77
教育職員 (一) 俸給表	5級	100分の9.77
	3級及び4級	100分の7.77
	2級	100分の4.77
医療職員 (一) 俸給表	3級から7級まで	100分の7.77
	2級以下	100分の4.77
医療職員 (二) 俸給表	7級	100分の9.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	2級以下	100分の4.77
指定職俸給表	全ての号俸	100分の9.77

- 3 平成26年3月31日までの間、平成22年法人規則第55号第2項から第4項まで、第6項及び第8項に規定する俸給月額の支給に当たっては、前項の規定を適用する。
- 4 平成26年3月31日までの間、第2条、第7条第1項、第20条第1項第2号、第20条の2、第20条の3第1項、第21条第2項及び第3項、第23条並びに第29条第1項の額を算出する基礎には、前2項の規定を適用する。
- 5 平成26年3月31日までの間、第24条第1項の額を算出するに当たっては、同条に規定する額から、同条に規定する額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 6 平成26年3月31日までの間、第46条第2項から第4項まで、第47条第2項及び第48条第2項の額を算出するに当たっては、同条に規定する額から、同条に規定する額に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 7 第2項から前項までの規定にかかわらず、平成24年6月1日から平成24年6月30日までの間においては、第2項及び前2項に定める各割合に0.5を、平成24年7月1日から平

成24年7月31日までの間においては、第2項及び第5項に定める各割合に0.7を乗ずるものとする。

附 則（平24.5.31法人規則44号）
（施行期日等）

- 1 この法人規則は、平成24年6月1日から施行する。
- 2 第29条の2の規定は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。
（診療特別勤務手当の経過措置）
- 3 第29条の2第2項の規定にかかわらず、診療特別勤務手当の支給に当たっては、平成24年6月1日から平成24年6月30日までの間においては第29条の2第2項の表に定める手当額に0.5を、平成24年7月1日から平成24年7月31日までの間においては第29条の2第2項の表に定める手当額に0.7を乗じて得た額とする。

附 則（平24.6.28法人規則48号）
（施行日）

- 1 この法人規則は、平成24年7月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
（宿日直手当の経過措置）
- 2 第45条の規定にかかわらず、宿日直勤務を命じられ従事した理療科教員養成施設の大学教員（平成24年7月1日以降に採用される者を除く。）に対する宿日直手当の額は、平成22年4月1日から平成26年6月30日までの間においては、7,770円とする。

附 則（平24.11.22法人規則61号）

- 1 この法人規則は、平成24年12月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。
別表第9の職種欄中「陸域環境研究センター長」及び「アイソトープ総合センター長」を削除する。

附 則（平25.3.28法人規則15号）
この法人規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平25.11.28法人規則48号）
この法人規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平25.11.28法人規則51号）
この法人規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平26.3.27法人規則8号）
この法人規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平26.11.27法人規則34号）
（施行期日）

- 1 この法人規則は、平成27年1月1日から施行する。

(基本年俸の在職者の特例)

- 2 改正後の国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則（以下「新規則」という。）第2条第2項に規定される職員のうち年俸制切替日の前日から在職する職員で年俸制切替日に年俸制教員業績評価対象教員となった者（以下「年俸制切替者」という。）の新規則第11条の2の基本年俸は、年俸制切替日の前日に支給されている新規則第10条の俸給月額、新規則第29条の教育研究等連携手当、新規則第46条の期末手当及び新規則第48条の期末特別手当の合計額（以下「切替日前日の基本年額」という。）に対応する別表第7に定める基本年俸の直近下位の号俸に対応する額を年額で支給する。
- 3 前項の規定の適用を受ける職員で、基本年俸表の額が切替日前日の基本年額に達しない場合は、当分の間、基本年俸表の額と切替日前日の基本年額の差を支給する。

(年俸制教員業績給の在職者の特例)

- 4 年俸制切替者の新規則第49条の4の年俸制教員業績給は、新規則第49条の4の額と切替日の前日の1年前に国立大学法人筑波大学本部等職員の手当に関する規程（平成17年法人規程第13号）第41条第1項第3号から第7号の割合で支給されていた勤勉手当の合計額に対応する別表第14に定める年俸制教員業績給表の直近上位の号に対応する額を年額で支給する。
- 5 前項に規定される職員で、新規則第49条の4の規定のとおり退職金差額を含んだ年俸制教員業績給を支給することにより、年俸制教員業績給表の最高の号から上位10号までの号となった場合及び最高の号を超えることとなる場合は、新規則第49条の4の規定にかかわらず、年俸制教員業績給から退職金差額分を除いた額に対応する別表第14に定める年俸制教員業績給表の直近上位の号に対応する額を年額で支給する。

(年俸制教員業績給（退職金差額相当分）の支給)

- 6 前項の職員には、新規則第49条の4に規定する退職金差額に相当する給与を年俸制教員業績給（退職金差額相当分）として年額で支給する。

(年俸制奨励手当の在職者の特例)

- 7 年俸制切替者の新規則第49条の5の年俸制奨励手当は、年俸制切替日の前日に支給されている新規則第28条の扶養手当、新規則第31条の住居手当及び新規則第33条の単身赴任手当の合計額に対応する附則別表に定める年俸制奨励手当表の直近上位の号に対応する額を年額で支給する。

附則別表 年俸制奨励手当表（附則第7項関係）

号	手当額	基本月額
1	12,000	1,000
2	24,000	2,000
3	36,000	3,000
4	48,000	4,000
5	60,000	5,000
6	72,000	6,000
7	84,000	7,000
8	96,000	8,000
9	108,000	9,000
10	120,000	10,000
11	132,000	11,000

12	144,000	12,000
13	156,000	13,000
14	168,000	14,000
15	180,000	15,000
16	192,000	16,000
17	204,000	17,000
18	216,000	18,000
19	228,000	19,000
20	240,000	20,000
21	252,000	21,000
22	264,000	22,000
23	276,000	23,000
24	288,000	24,000
25	300,000	25,000
26	312,000	26,000
27	324,000	27,000
28	336,000	28,000
29	348,000	29,000
30	360,000	30,000
31	372,000	31,000
32	384,000	32,000
33	396,000	33,000
34	408,000	34,000
35	420,000	35,000
36	432,000	36,000
37	444,000	37,000
38	456,000	38,000
39	468,000	39,000
40	480,000	40,000
41	492,000	41,000
42	504,000	42,000
43	516,000	43,000
44	528,000	44,000
45	540,000	45,000
46	552,000	46,000
47	564,000	47,000
48	576,000	48,000
49	588,000	49,000
50	600,000	50,000
51	612,000	51,000
52	624,000	52,000

53	636,000	53,000
54	648,000	54,000
55	660,000	55,000
56	672,000	56,000
57	684,000	57,000
58	696,000	58,000
59	708,000	59,000
60	720,000	60,000
61	732,000	61,000
62	744,000	62,000
63	756,000	63,000
64	768,000	64,000
65	780,000	65,000
66	792,000	66,000
67	804,000	67,000
68	816,000	68,000
69	828,000	69,000
70	840,000	70,000
71	852,000	71,000
72	864,000	72,000
73	876,000	73,000
74	888,000	74,000
75	900,000	75,000
76	912,000	76,000
77	924,000	77,000
78	936,000	78,000
79	948,000	79,000
80	960,000	80,000
81	972,000	81,000
82	984,000	82,000
83	996,000	83,000
84	1,008,000	84,000
85	1,020,000	85,000
86	1,032,000	86,000
87	1,044,000	87,000
88	1,056,000	88,000
89	1,068,000	89,000
90	1,080,000	90,000
91	1,092,000	91,000
92	1,104,000	92,000
93	1,116,000	93,000

94	1,128,000	94,000
95	1,140,000	95,000
96	1,152,000	96,000
97	1,164,000	97,000
98	1,176,000	98,000
99	1,188,000	99,000
100	1,200,000	100,000
101	1,212,000	101,000
102	1,224,000	102,000
103	1,236,000	103,000
104	1,248,000	104,000
105	1,260,000	105,000
106	1,272,000	106,000
107	1,284,000	107,000
108	1,296,000	108,000
109	1,308,000	109,000
110	1,320,000	110,000
111	1,332,000	111,000
112	1,344,000	112,000
113	1,356,000	113,000
114	1,368,000	114,000
115	1,380,000	115,000
116	1,392,000	116,000
117	1,404,000	117,000
118	1,416,000	118,000
119	1,428,000	119,000
120	1,440,000	120,000
121	1,452,000	121,000
122	1,464,000	122,000
123	1,476,000	123,000
124	1,488,000	124,000
125	1,500,000	125,000

附 則（平26.12.18法人規則41号）

- 1 この法人規則は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第47条の改正規定 平成26年12月1日
 - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成26年4月1日
- 3 前項の規定にかかわらず、新規則の規定は、この法人規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに職員でなくなった者については、適用しない。ただし、施行日に在籍派遣（国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則（平成16年法人規則第18号）第2条第1号に

規定するものをいう。) されている職員についてはこの限りではない。

- 4 第2項の規定にかかわらず、平成26年4月2日から平成26年12月31日までにおいて採用された者の直近の採用の日から施行日までの期間以外の期間については、適用しない。
- 5 この規則の施行日前において、国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則（以下「旧規則」という。）の適用を受けていた職員が、新規則において前各項の規定の適用を受けた場合は、旧規則の適用を受けていた期間において旧規則により支給された給与と新規則により支給されることとなる給与の差額に相当する額を一時金として支給し、給与の内払いとみなす。

附 則（平27. 3. 26 法人規則7号）

（施行日）

- 1 この法人規則は、平成27年4月1日から施行する。
（俸給の切替えに伴う経過措置）
- 2 平成27年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員には、平成29年3月31日までの間、施行日前の俸給月額（平成22年附則第6項に掲げる表の職務の級以上の者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日以後における最初の4月1日後（特定職員以外の者が55歳に達した日以後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。
- 3 平成27年3月31日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、同項の規定に準じて俸給を支給する。
- 4 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。
（経過措置に係る給与の算出基礎）
- 5 前3項の規定による俸給を支給される職員に係る改正後の国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則（第8項において「新規則」という。）第2条、第7条第1項、第20条第1項第2号、第20条の2、第21条第2項及び第3項、第21条の2、第23条、第29条第1項、第46条第2項から第4項まで、第47条第2項並びに第48条第2項の額を算出する基礎には、俸給月額差額を含むものとする。
（満63歳に達した日後の大学教員の平成28年3月31日までの給与の特例）
- 6 改正前の給与規則第20条の3に規定する満63歳に達した日後の最初の4月1日以降の大学教員で、平成28年3月31日までの給与は、当該職員の第2項に規定する俸給に100分の70を乗じて得た額に相当する額とする。ただし、任命権者が教育研究上特に顕著な業績を有すると認めた大学教員にあっては、給与の全額を支給する。
- 7 前項に該当した大学教員に係る教育研究等連携手当、時間外勤務手当及び休日給の額を算出する基礎には、前項の規定を適用する。
- 8 第6項に該当した大学教員に係る管理職手当の額を算出するに当たっては、同条に規定する額に100分の70を乗じて得た額に相当する額とする。
- 9 大学教員が本部等就業規則第69条第1項の規定に基づき定年延長されたときは、給与の全額を支給する。

附 則（平27. 5. 28 法人規則30号）

この法人規則は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平27.6.25法人規則33号）

この法人規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平27.9.24法人規則39号）

この法人規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平28.2.18法人規則4号）

（施行日）

- 1 この法人規則は、平成28年3月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第47条の規定 平成27年12月1日
 - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成27年4月1日
- 3 前項の規定にかかわらず、新規則の規定は、この法人規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに職員でなくなった者については、適用しない。ただし、施行日に在籍派遣（国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則（平成16年法人規則第18号）第2条第1号に規定するものをいう。）されている職員についてはこの限りではない。

附 則（平28.2.18法人規則8号）

この法人規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平28.3.24法人規則18号）

- 1 この法人規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この法人規則の施行の日の前日から、引き続き雇用されるテニュアトラック制助教及び外国語教育等担当外国人教員（以下「テニュアトラック助教等」という。）のうち、退職金差額を年俸制教員業績給表の号に対応する額の算出の基礎としない場合は、改正後の筑波大学本部等職員の給与に関する規則（以下「新規則」という。）の第49条の4の規定に関わらず、改正前の筑波大学本部等職員の給与に関する規則（以下「旧規則」という。）の第49条の4を適用するものとする。
- 3 この法人規則の施行の日までに労働条件を示して採用を予定しているテニュアトラック助教等で退職金差額を年俸制教員業績給表の号に対応する額の算出の基礎としない場合は、新規則の第49条の4の規定に関わらず、旧規則の第49条の4を適用するものとする。

附 則（平28.10.25法人規則48号）

この法人規則は、平成28年11月1日から施行する。

附 則（平28.12.22法人規則54号）

この法人規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平29.1.26法人規則2号）

- 1 この法人規則は、平成29年2月1日から施行する。

2 改正後の国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。

(1) 第47条、第48条の規定 平成28年12月1日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成28年4月1日

3 前項の規定にかかわらず、新規則の規定は、この法人規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに職員でなくなった者については、適用しない。ただし、施行日に在籍派遣（国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則（平成16年法人規則第18号）第2条第1号に規定するものをいう。）されている職員についてはこの限りではない。

附 則（平29.3.23法人規則7号）

（施行日）

1 この法人規則は、平成29年4月1日から施行する。

（扶養手当に関する経過措置）

2 平成29年度から平成31年度までにおける扶養親族の対象者及び手当額については、改正後の国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則（以下「新規則」という。）第28条第2項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

区分	対象者	手 当 額		
		平成29年度	平成30年度	平成31年度
第1号	配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	10,000円	6,500円	6,500円（一般職員（一）俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び教育職員（一）俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（以下「一般職員（一）8級以上職員等」という。）にあつては、3,500円）
第2号	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については10,000円）	1人につき10,000円	1人につき10,000円
第3号	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1	1人につき6,500円	1人につき6,500円（一般職員（一）8級以上職員等にあつては、3,500円）
第4号	満60歳以上の父	1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1	1人につき6,500円	1人につき6,500円（一般職員（一）8級以上職員等にあつては、3,500円）

	母及び祖父母	人については9,000円)		
第5号	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹			
第6号	重度心身障害者			

- 3 平成29年度における新規則第28条第4項の規定の適用については、なお、従前の例による。
- 4 平成30年度及び平成31年度における新規則第28条第4項の規定の適用については、同項中「扶養親族（一般職員（一）俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるものにあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。
（俸給の切替えに伴う経過措置）
- 5 平成27年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員には、平成30年3月31日までの間、平成27年4月1日前において受けていた俸給月額（平成22年法人規則第55号附則第6項に掲げる表の職務の級以上の者（以下この項において「特定職員」という。）にあつては、55歳に達した日以後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。
- 6 平成27年3月31日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、同項の規定に準じて俸給を支給する。
- 7 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、前2項の規定に準じて俸給を支給する。
（俸給の切替えに伴う経過措置に係る給与の算出基礎）
- 8 前3項の規定による俸給を支給される職員に係る新規則第2条、第7条第1項、第20条第1項第2号、第20条の2、第21条第2項及び第3項、第21条の2、第23条、第29条第1項、第46条第2項から第4項まで、第47条第2項並びに第48条第2項の額を算出する基礎には、俸給月額差額を含むものとする。

附 則（平29.6.22法人規則26号）

この法人規則は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（平29.9.28法人規則31号）

この法人規則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平30.1.25法人規則2号）

- 1 この法人規則は、平成30年2月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
- (1) 第47条及び第48条の規定 平成29年12月1日
- (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成29年4月1日

- 3 前項の規定にかかわらず、新規則の規定は、この法人規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに職員でなくなった者については、適用しない。ただし、施行日に在籍派遣（国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則（平成16年法人規則第18号）第2条第1号に規定するものをいう。）されている職員についてはこの限りではない。

附 則（平30.3.22法人規則14号）

この法人規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平30.5.24法人規則40号）

この法人規則は、平成30年6月1日から施行する。

附 則（平30.9.27法人規則48号）

この法人規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（平31.1.24法人規則2号）

- 1 この法人規則は、平成31年2月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則（別表第10を除く。以下「新規則」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第47条及び第48条の規定 平成30年12月1日
 - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成30年4月1日
- 3 前項の規定にかかわらず、新規則の規定は、この法人規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに職員でなくなった者については、適用しない。ただし、施行日に在籍派遣（国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則（平成16年法人規則第18号）第2条第1号に規定するものをいう。）されている職員についてはこの限りではない。

附 則（平31.1.24法人規則6号）

この法人規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平31.3.28法人規則15号）

この法人規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令元.9.26法人規則11号）

この法人規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令元.12.26法人規則19号）

（施行期日）

- 1 この法人規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、目次（第5章に係る部分に限る。）、第5章の章名、第17条第1項、第2項及び第6項、第47条第3項及び第4項並びに第47条の2第3項の改正規定は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）
- 2 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（令和元年法人規則第15号）附則第3条及び第4条の規定によりなお従前の例によるとされた研究

科並びに当該研究科の研究科長、専攻長及び学位プログラムリーダー並びにグローバル教育院の学位プログラムリーダーに係る規定の適用については、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令 2. 1. 23 法人規則 2 号）

- 1 この法人規則は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第 47 条及び第 48 条の規定 令和元年 12 月 1 日
 - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成 31 年 4 月 1 日
- 3 前項の規定にかかわらず、新規則の規定は、この法人規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに職員でなくなった者については、適用しない。ただし、施行日に在籍派遣（国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則（平成 16 年法人規則第 18 号）第 2 条第 1 号に規定するものをいう。）されている職員についてはこの限りではない。

附 則（令 2. 1. 23 法人規則 3 号）

この法人規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 2. 3. 26 法人規則 17 号）

（施行日）

- 1 この法人規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この法人規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において支給を受けていた住居手当の月額（以下「改正前の手当額」という。）が 2,000 円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものの住居手当の月額は、改正後の第 31 条の規定にかかわらず、令和 3 年 3 月 31 日までの間、改正前の手当額から 2,000 円を控除した額とする。
 - (1) 改正後の第 31 条の表に掲げる職員の区分のいずれにも該当しないこととなる職員
 - (2) 改正前の手当額と改正後の第 31 条の規定により算出した住居手当の月額との差額が 2,000 円を超えることとなる職員

附 則（令 2. 5. 28 法人規則 37 号）

この法人規則は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令 2. 6. 18 法人規則 38 号）

この法人規則は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令 2. 10. 22 法人規則 44 号）

この法人規則は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（令 3. 1. 28 法人規則 1 号）

この法人規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 3. 3. 18 法人規則 6 号）

この法人規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令3. 12. 23 法人規則22号）

この法人規則は、令和4年1月1日から施行する。

附 則（令4. 1. 27 法人規則2号）

この法人規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令4. 3. 24 法人規則22号）

この法人規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令4. 12. 22 法人規則63号）

この法人規則は、令和5年1月1日から施行する。

附 則（令5. 3. 23 法人規則13号）

この法人規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令5. 7. 26 法人規則34号）

この法人規則は、令和5年9月1日から施行する。

附 則（令5. 7. 27 法人規則37号）

この法人規則は、令和5年7月27日から施行し、この法人規則による改正後の第49条の3の2第2項の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（令6. 1. 25 法人規則6号）

- 1 この法人規則は、令和6年2月1日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、新規則の規定は、この法人規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに職員でなくなった者については、適用しない。ただし、施行日に在籍派遣（国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則（平成16年法人規則第18号）第2条第1号に規定するものをいう。）されている職員についてはこの限りではない。

別表第1 一般職員（一）俸給表（第11条関係）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
号俸	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400
2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500
3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500
4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500
5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500
6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500
7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500
8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800			
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000			
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200			
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500			
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800			
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000			
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200			
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500			
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800			
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000			
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200			

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300				
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600				
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800				
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000				
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300				
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600				
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800				
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000				
94		294,900	342,600						
95		295,200	343,100						
96		295,600	343,500						
97		295,800	343,700						
98		296,100	344,100						
99		296,500	344,500						
100		296,900	344,800						
101		297,100	345,100						
102		297,400	345,500						
103		297,800	345,900						
104		298,100	346,300						
105		298,300	346,800						
106		298,600	347,200						
107		299,000	347,600						
108		299,300	348,000						
109		299,500	348,500						
110		299,900	348,900						
111		300,300	349,200						
112		300,600	349,500						
113		300,800	350,000						
114		301,000							
115		301,300							
116		301,700							
117		301,900							
118		302,100							
119		302,400							
120		302,700							
121		303,100							
122		303,300							
123		303,600							
124		303,900							
125		304,200							

備考

この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2 一般職員（二）俸給表（第11条関係）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号俸	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	136,200	187,400	208,500	254,100	281,000
2	137,100	188,700	209,700	255,300	282,900
3	138,100	190,100	211,100	256,300	284,500
4	139,000	191,300	212,300	257,400	286,200
5	140,000	192,300	213,600	258,300	287,900
6	141,000	193,800	215,000	259,300	289,400
7	142,000	195,200	216,400	260,400	290,600
8	143,000	196,500	217,800	261,300	291,800
9	143,800	197,900	219,100	262,200	293,300
10	144,800	198,900	220,700	262,900	295,100
11	145,800	200,200	222,300	263,800	296,800
12	146,900	201,200	223,700	264,700	298,600
13	147,700	202,400	224,900	265,700	300,000
14	148,700	203,500	226,400	266,700	301,700
15	149,800	204,600	227,900	267,600	303,300
16	150,800	205,700	229,200	268,500	304,800
17	151,900	206,600	230,000	269,400	306,300
18	153,300	207,700	230,700	270,500	307,900
19	154,500	208,700	231,600	271,500	309,500
20	155,700	209,700	232,600	272,300	311,200
21	156,800	210,600	233,200	273,200	312,200
22	158,000	211,700	234,700	274,100	313,600
23	159,200	212,800	236,000	275,100	315,000
24	160,400	213,700	237,000	275,900	316,500
25	161,500	214,600	238,300	276,500	317,600
26	163,000	215,500	239,500	277,300	319,100
27	164,500	216,200	240,800	278,200	320,500
28	166,000	217,100	242,000	279,100	321,900
29	167,400	217,900	242,800	280,000	323,500
30	168,800	219,100	244,000	281,100	324,700
31	170,300	220,100	245,200	282,100	326,000
32	171,800	220,900	246,300	283,100	327,200
33	173,100	221,500	247,400	283,800	328,300
34	174,800	222,500	248,400	284,700	329,200
35	176,500	223,600	249,500	285,600	330,300

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
36	178,200	224,700	250,500	286,700	331,400
37	179,900	225,200	251,600	287,300	332,500
38	181,300	226,300	252,500	288,200	333,600
39	183,000	227,400	253,500	289,100	334,600
40	184,500	228,400	254,500	290,000	335,600
41	185,800	229,200	255,500	290,600	336,600
42	187,200	230,200	256,700	291,600	337,600
43	188,500	231,200	257,600	292,600	338,600
44	189,900	232,100	258,900	293,500	339,600
45	191,400	233,000	259,600	294,200	340,500
46	192,700	233,900	260,600	295,100	341,500
47	194,100	234,700	261,700	296,000	342,500
48	195,500	235,400	262,600	296,900	343,500
49	196,800	236,300	263,700	297,600	344,400
50	197,900	237,300	264,700	298,200	345,300
51	199,000	238,300	265,800	298,900	346,200
52	200,200	239,300	266,500	299,700	347,000
53	201,300	240,300	267,200	300,300	347,800
54	202,400	241,300	268,000	301,100	348,600
55	203,300	242,000	269,000	301,800	349,400
56	204,400	242,700	270,000	302,500	350,100
57	205,500	243,500	270,800	303,200	350,800
58	206,400	244,400	271,800	303,900	351,600
59	207,400	245,300	272,900	304,700	352,400
60	208,400	246,000	273,900	305,400	353,100
61	209,500	246,800	274,900	306,000	353,800
62	210,400	247,600	276,000	306,700	354,500
63	211,300	248,500	276,800	307,400	355,200
64	212,200	249,200	277,900	308,100	355,900
65	212,800	250,000	278,700	308,600	356,500
66	213,600	250,600	279,500	309,100	357,000
67	214,300	251,300	280,300	309,700	357,500
68	215,000	251,800	281,100	310,300	358,000
69	215,400	252,500	281,700	310,900	358,400
70	215,800	253,100	282,500	311,300	
71	216,100	253,500	283,300	311,800	
72	216,400	253,900	284,000	312,300	
73	216,600	254,100	284,800	312,600	
74	217,000	254,500	285,500	313,100	

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
75	217,400	255,000	286,300	313,600	
76	218,000	255,500	287,100	314,000	
77	218,200	255,800	287,700	314,200	
78	218,700	256,200	288,200	314,500	
79	219,100	256,700	288,700	314,800	
80	219,500	257,200	289,100	315,100	
81	220,000	257,500	289,500	315,400	
82	220,300	257,800	289,900	315,700	
83	220,600	258,100	290,400	316,000	
84	221,000	258,400	290,900	316,300	
85	221,500	258,600	291,300	316,500	
86	221,900	258,800	291,900	316,900	
87	222,300	259,100	292,500	317,200	
88	223,000	259,400	293,100	317,400	
89	223,400	259,600	293,400	317,600	
90	223,900	259,800	293,900	317,900	
91	224,400	260,200	294,400	318,200	
92	224,800	260,400	294,800	318,500	
93	225,100	260,700	295,200	318,700	
94	225,500	261,100	295,700	319,000	
95	225,900	261,400	296,200	319,300	
96	226,200	261,700	296,700	319,500	
97	226,500	261,900	297,000	319,700	
98	226,900	262,200	297,400	320,000	
99	227,300	262,400	297,900	320,300	
100	227,700	262,700	298,400	320,500	
101	228,100	263,000	298,800	320,700	
102	228,500	263,200	299,200		
103	228,900	263,500	299,500		
104	229,300	263,800	299,800		
105	229,700	264,000	300,100		
106	230,200	264,200	300,500		
107	230,500	264,500	300,900		
108	230,900	264,700	301,300		
109	231,100	265,000	301,600		
110	231,500	265,300	302,000		
111	232,000	265,600	302,400		
112	232,400	265,800	302,700		
113	232,600	266,000	302,900		

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
114	233,100	266,300	303,200		
115	233,600	266,500	303,500		
116	234,100	266,700	303,700		
117	234,400	267,000	303,900		
118	234,800	267,300	304,200		
119	235,200	267,600	304,500		
120	235,600	267,900	304,700		
121	236,000	268,100	304,900		
122		268,300	305,200		
123		268,600	305,500		
124		268,900	305,700		
125		269,100	305,900		
126		269,300	306,200		
127		269,600	306,500		
128		269,900	306,700		
129		270,100	306,900		
130		270,300	307,200		
131		270,600	307,500		
132		270,900	307,700		
133		271,100	307,900		
134		271,300			
135		271,600			
136		271,900			
137		272,100			

備考

この表は、技能職員及び労務に従事する職員その他任命権者が定める職員に適用する。

別表第3 教育職員（一）俸給表（第11条関係）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号俸	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	177,900	220,100	281,000	327,600	406,000
2	180,000	222,400	284,000	330,500	408,300
3	182,000	224,600	286,800	333,500	410,700
4	184,000	226,800	289,600	336,500	413,200
5	185,800	228,900	292,200	339,700	415,300
6	188,200	231,000	294,600	342,100	417,800
7	190,600	233,200	296,800	344,700	420,000
8	193,000	235,300	299,100	347,100	422,500
9	195,600	237,600	301,600	349,800	424,200
10	198,100	240,000	304,000	352,500	426,700
11	200,800	242,400	306,400	355,200	429,000
12	203,400	244,800	308,900	358,200	431,300
13	205,700	246,900	311,200	361,000	432,700
14	207,600	249,300	313,200	362,900	434,900
15	209,400	251,700	315,200	365,100	437,100
16	211,400	254,100	316,900	367,600	439,400
17	213,400	256,100	319,100	369,600	441,500
18	215,100	259,200	320,900	371,800	443,900
19	216,900	262,300	322,900	373,900	446,200
20	218,600	265,400	324,600	375,800	448,600
21	220,500	268,300	326,300	377,600	450,700
22	222,400	271,300	328,700	379,400	453,000
23	224,300	274,200	330,900	380,900	455,400
24	226,200	277,100	333,300	382,100	457,700
25	228,000	279,700	335,300	383,500	459,700
26	230,100	282,300	337,300	385,300	461,900
27	232,200	284,800	339,400	387,100	464,000
28	234,300	287,400	341,800	389,000	466,200
29	236,100	290,000	344,000	390,900	468,300
30	238,300	292,300	346,100	392,600	470,600
31	240,600	294,500	348,000	394,300	472,800
32	242,900	296,800	349,800	396,000	474,900
33	245,100	299,000	351,700	397,600	476,800
34	246,900	301,200	353,600	399,400	478,900
35	248,600	303,700	355,300	400,900	481,200
36	250,300	305,900	356,800	402,700	483,400
37	251,800	308,400	358,400	403,800	485,500
38	253,300	309,700	360,400	405,400	487,500

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
39	254,800	311,400	362,500	406,900	489,400
40	256,400	312,800	364,400	408,400	491,300
41	258,100	314,500	366,300	409,300	493,300
42	259,700	315,000	368,200	410,900	495,200
43	261,100	315,500	370,000	412,400	496,900
44	262,600	316,000	371,800	414,000	498,800
45	263,500	316,800	373,600	415,300	500,700
46	265,000	317,800	375,400	416,900	502,500
47	266,500	318,600	376,900	418,300	504,300
48	267,800	319,600	378,700	419,900	506,200
49	269,300	320,400	380,200	421,300	507,900
50	269,800	321,300	381,800	422,600	509,600
51	270,400	322,100	383,400	423,900	511,400
52	271,100	322,900	385,100	425,200	513,300
53	271,700	324,000	386,200	425,900	514,900
54	272,300	324,800	387,700	426,900	516,500
55	272,800	325,500	389,100	427,800	518,200
56	273,300	326,300	390,700	428,700	519,800
57	273,800	326,800	392,000	429,600	521,400
58	274,900	327,500	393,400	430,500	522,700
59	275,800	328,400	394,700	431,400	524,000
60	276,800	329,200	396,200	432,300	525,200
61	277,800	330,200	397,500	433,200	526,400
62	278,700	331,200	398,900	434,100	527,400
63	279,500	332,300	400,400	435,100	528,400
64	280,300	333,400	401,900	436,200	529,400
65	281,200	334,100	402,900	437,100	530,000
66	281,900	335,200	404,000	438,100	530,900
67	282,900	335,900	405,000	439,100	531,800
68	283,800	337,000	406,100	440,000	532,700
69	284,400	337,600	407,100	441,000	533,600
70	285,200	338,700	408,000	442,000	534,400
71	286,000	339,600	408,800	442,900	535,100
72	286,900	340,700	409,600	443,900	535,600
73	287,800	341,000	410,400	444,900	536,300
74	288,900	342,000	411,300	445,800	536,800
75	289,900	343,000	412,100	446,700	537,600
76	291,000	344,000	412,900	447,700	538,200
77	291,500	345,000	413,600	448,500	538,700
78	292,500	346,000	414,100	449,000	539,300
79	293,400	346,900	414,500	449,700	539,900
80	294,300	347,800	414,900	450,300	540,500

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
81	295,200	348,800	415,200	451,100	541,100
82	296,100	349,800	415,600	451,800	
83	297,000	350,800	415,900	452,100	
84	297,800	351,800	416,300	452,700	
85	298,100	352,400	416,600	453,100	
86	298,900	353,000	417,000	453,500	
87	299,700	353,600	417,400	453,900	
88	300,600	354,200	417,800	454,200	
89	301,500	354,800	418,100	454,500	
90	302,100	355,200	418,500	454,800	
91	302,800	355,600	418,900	455,300	
92	303,400	356,100	419,200	455,600	
93	304,000	356,600	419,500	455,900	
94	304,700	357,000	419,900	456,200	
95	305,400	357,500	420,200	456,500	
96	306,100	358,000	420,500	456,800	
97	306,300	358,600	420,800	457,100	
98	306,800	359,100	421,200	457,600	
99	307,300	359,500	421,500	457,900	
100	307,800	360,000	421,800	458,200	
101	308,100	360,400	422,100	458,500	
102	308,500	360,900	422,500		
103	308,800	361,200	422,800		
104	309,400	361,700	423,100		
105	309,800	362,200	423,400		
106	310,200	362,600	423,800		
107	310,500	363,100	424,100		
108	310,900	363,600	424,400		
109	311,100	364,000	424,700		
110	311,500	364,500	425,000		
111	311,900	365,000	425,300		
112	312,300	365,400	425,600		
113	312,600	365,800	425,900		
114	313,000	366,200	426,200		
115	313,300	366,700	426,500		
116	313,600	367,100	426,800		
117	313,900	367,500	427,000		
118	314,300	367,900			
119	314,700	368,400			
120	315,100	368,800			
121	315,300	369,100			
122	315,500	369,500			

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
123	315,800	370,000			
124	316,100	370,300			
125	316,400	370,700			
126	316,600	371,200			
127	316,900	371,700			
128	317,300	372,100			
129	317,600	372,500			
130	317,900	373,000			
131	318,300	373,500			
132	318,500	374,000			
133	318,700	374,500			
134	319,000	375,000			
135	319,300	375,500			
136	319,500	376,000			
137	319,800	376,500			
138	320,000	377,000			
139	320,300	377,500			
140	320,600	378,000			
141	320,900	378,500			
142	321,300				
143	321,700				
144	322,100				
145	322,300				
146	322,700				
147	323,000				
148	323,400				
149	323,600				
150	324,000				
151	324,300				
152	324,700				
153	324,900				
154	325,300				
155	325,700				
156	326,100				
157	326,300				

備考

この表は、大学の教育研究に従事する職員その他任命権者が定める職員に適用する。

別表第4 医療職員（一）俸給表（第11条関係）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号俸	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000	371,100
2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000	373,800
3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200	376,400
4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400	379,100
5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200	381,500
6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400	384,200
7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400	386,800
8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600	389,500
9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400	391,600
10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500	393,900
11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600	396,100
12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700	398,300
13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200	400,400
14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200	402,400
15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100	404,400
16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100	406,500
17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900	408,300
18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900	410,300
19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900	412,200
20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900	414,300
21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700	416,100
22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700	417,700
23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800	419,300
24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900	420,800
25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300	422,300
26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	376,100	423,600
27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	377,900	424,900
28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	379,600	426,200
29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	381,400	427,500
30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	382,900	428,700
31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	384,500	429,900
32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	386,200	431,000
33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	387,500	432,200
34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	388,800	433,400
35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	390,100	434,600
36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	391,300	435,800
37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100	392,400	437,100

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800	393,600	437,900
39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	394,700	438,300
40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100	395,800	439,000
41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300	396,600	439,500
42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400	397,400	439,900
43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600	398,200	440,300
44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700
45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200
49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700	402,800	
55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600	403,100	
56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500	403,400	
57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000	403,700	
58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800	404,000	
59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600	404,300	
60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400	404,700	
61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800	404,900	
62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500	405,200	
63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200	405,500	
64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	
65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000	
66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900		
67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600		
68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200		
69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600		
70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100		
71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600		
72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100		
73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700		
74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200		
75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800		
76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400		
77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900		

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400		
79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900		
80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400		
81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700		
82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200		
83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600		
84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000		
85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400		
86		289,500	325,400	346,300			
87		289,700	325,600	346,600			
88		289,900	326,000	346,900			
89		290,300	326,400	347,300			
90		290,500	326,800	347,600			
91		290,700	327,200	348,000			
92		290,900	327,600	348,300			
93		291,300	327,900	348,700			
94		291,500	328,100	349,000			
95		291,700	328,500	349,300			
96		292,000	328,800	349,600			
97		292,400	329,000	349,900			
98		292,700	329,300	350,300			
99		292,900	329,600	350,700			
100		293,200	329,900	351,100			
101		293,500	330,100	351,600			
102		293,700	330,400	352,000			
103		293,900	330,800	352,400			
104		294,200	331,000	352,800			
105		294,500	331,200	353,300			
106			331,400				
107			331,800				
108			332,000				
109			332,200				
110			332,600				
111			333,000				
112			333,400				
113			333,600				

備考

この表は、保健管理センター等に勤務する医療技術に従事する職員（看護業務に従事する職員を除く。）その他任命権者が定める職員に適用する。

別表第5 医療職員（二）俸給表（第11条関係）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号俸	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100	374,100
2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200	376,700
3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200	379,400
4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400	382,000
5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400	384,200
6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500	386,600
7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600	388,900
8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700	391,200
9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200	393,200
10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200	395,300
11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100	397,500
12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100	399,800
13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000	401,700
14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100	403,700
15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200	405,900
16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200	408,100
17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200	410,100
18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200	412,300
19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300	414,500
20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400	416,600
21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100	418,500
22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200	420,400
23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300	422,200
24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300	424,100
25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300	425,800
26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900	427,400
27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800	429,100
28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700	430,700
29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500	432,000
30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200	433,300
31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100	434,900
32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900	436,400
33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600	438,100
34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300	439,700
35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100	441,100
36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800	442,500

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400	443,600
38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100	444,900
39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900	446,200
40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700	447,600
41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200	448,600
42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	407,700	449,300
43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	409,200	450,100
44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700	
59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300	
60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700	
61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300	
62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800	
63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200	
64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700	
65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300	
66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700	
67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000	
68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000		
71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700		
72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300		
73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000		
74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500		
75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100		

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600		
77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000		
78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600		
79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100		
80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400		
81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700		
82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200		
83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600		
84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900		
85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200		
86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700		
87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200		
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600		
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900		
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300		
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800		
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200		
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600		
94	281,900	315,000	348,400	366,400			
95	282,800	315,700	349,100	366,800			
96	283,800	316,300	349,700	367,100			
97	284,400	317,000	350,100	367,700			
98	285,200	317,300	350,500	368,200			
99	285,800	317,900	351,000	368,700			
100	286,700	318,600	351,400	369,200			
101	287,500	319,000	351,900	369,800			
102	288,300	319,600	352,300	370,300			
103	289,100	320,200	352,800	370,800			
104	289,900	320,800	353,200	371,200			
105	290,600	321,200	353,500	371,800			
106	291,100	321,700	354,000	372,300			
107	291,600	322,200	354,400	372,800			
108	292,100	322,700	354,700	373,300			
109	292,300	323,100	355,200	373,900			
110	292,600	323,500	355,700	374,300			
111	292,800	323,800	356,200	374,800			
112	293,200	324,100	356,700	375,300			
113	293,500	324,500	357,200	375,900			
114	293,700	324,900	357,700				

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
115	294,100	325,300	358,200				
116	294,400	325,600	358,600				
117	294,700	325,800	359,000				
118	295,000	326,100	359,400				
119	295,300	326,500	359,900				
120	295,700	326,700	360,400				
121	296,000	326,900	360,800				
122	296,400	327,200	361,300				
123	296,700	327,500	361,800				
124	297,100	327,800	362,300				
125	297,300	328,000	362,600				
126	297,500	328,300					
127	297,800	328,700					
128	298,200	328,900					
129	298,400	329,100					
130	298,700	329,300					
131	299,100	329,700					
132	299,500	329,900					
133	299,700	330,200					
134	300,000	330,600					
135	300,400	331,000					
136	300,700	331,400					
137	300,900	331,700					
138	301,200	332,100					
139	301,600	332,500					
140	301,900	332,900					
141	302,100	333,200					
142	302,500	333,600					
143	302,900	333,900					
144	303,200	334,300					
145	303,400	334,600					
146	303,600	335,000					
147	303,900	335,400					
148	304,300	335,800					
149	304,500	336,100					
150	304,700	336,500					
151	305,000	336,900					
152	305,300	337,300					
153	305,700	337,600					

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
154	305,900						
155	306,100						
156	306,400						
157	306,700						
158	307,000						
159	307,300						
160	307,600						
161	308,000						
162	308,300						
163	308,600						
164	308,900						
165	309,300						
166	309,600						
167	309,900						
168	310,200						
169	310,600						

備考

この表は、保健管理センター等に勤務する看護業務に従事する職員その他任命権者が定める職員に適用する。

別表第6 指定職員俸給表（第11条関係）

号 俸	俸 給 月 額
1	706,000 円
2	761,000
3	818,000

備考

この表は、任命権者が指定する職員に適用する。

別表第7 基本年俸表（第11条の2関係）

号俸	基本年俸	基本月額
1	1,920,000	160,000
2	2,160,000	180,000
3	2,400,000	200,000
4	2,640,000	220,000
5	2,880,000	240,000
6	3,120,000	260,000
7	3,360,000	280,000
8	3,600,000	300,000
9	3,840,000	320,000
10	4,080,000	340,000
11	4,320,000	360,000
12	4,560,000	380,000
13	4,800,000	400,000
14	5,040,000	420,000
15	5,280,000	440,000
16	5,520,000	460,000
17	5,760,000	480,000
18	6,000,000	500,000
19	6,240,000	520,000
20	6,480,000	540,000
21	6,720,000	560,000
22	6,960,000	580,000
23	7,200,000	600,000
24	7,440,000	620,000
25	7,680,000	640,000
26	7,920,000	660,000
27	8,160,000	680,000
28	8,400,000	700,000
29	8,640,000	720,000
30	8,880,000	740,000
31	9,120,000	760,000
32	9,360,000	780,000
33	9,600,000	800,000
34	9,840,000	820,000
35	10,080,000	840,000
36	10,320,000	860,000
37	10,560,000	880,000
38	10,800,000	900,000
39	11,040,000	920,000

40	11,280,000	940,000
41	11,520,000	960,000
42	11,760,000	980,000
43	12,000,000	1,000,000
44	12,240,000	1,020,000
45	12,480,000	1,040,000
46	12,720,000	1,060,000
47	12,960,000	1,080,000
48	13,200,000	1,100,000
49	13,440,000	1,120,000
50	13,680,000	1,140,000
51	13,920,000	1,160,000
52	14,160,000	1,180,000
53	14,400,000	1,200,000
54	14,640,000	1,220,000
55	14,880,000	1,240,000
56	15,120,000	1,260,000
57	15,360,000	1,280,000
58	15,600,000	1,300,000
59	15,840,000	1,320,000
60	16,080,000	1,340,000
61	16,320,000	1,360,000
62	16,560,000	1,380,000
63	16,800,000	1,400,000
64	18,000,000	1,500,000
65	19,200,000	1,600,000
66	20,400,000	1,700,000
67	21,600,000	1,800,000
68	22,800,000	1,900,000
69	24,000,000	2,000,000
70	25,200,000	2,100,000

別表第7の2 年俸基本給表（第11条の3関係）

職務の級 号俸	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
	年俸基本給 円	基幹月額 円	年俸基本給 円	基幹月額 円	年俸基本給 円	基幹月額 円	年俸基本給 円	基幹月額 円	年俸基本給 円	基幹月額 円
1	2,082,000	173,500	2,596,800	216,400	3,325,200	277,100	3,891,600	324,300	4,872,000	406,000
2	2,107,200	175,600	2,624,400	218,700	3,361,200	280,100	3,926,400	327,200	4,899,600	408,300
3	2,131,200	177,600	2,650,800	220,900	3,394,800	282,900	3,963,600	330,300	4,928,400	410,700
4	2,155,200	179,600	2,677,200	223,100	3,428,400	285,700	3,999,600	333,300	4,958,400	413,200
5	2,178,000	181,500	2,702,400	225,200	3,462,000	288,500	4,038,000	336,500	4,983,600	415,300
6	2,208,000	184,000	2,727,600	227,300	3,492,000	291,000	4,069,200	339,100	5,013,600	417,800
7	2,238,000	186,500	2,754,000	229,500	3,518,400	293,200	4,100,400	341,700	5,040,000	420,000
8	2,268,000	189,000	2,779,200	231,600	3,547,200	295,600	4,132,800	344,400	5,070,000	422,500
9	2,299,200	191,600	2,806,800	233,900	3,578,400	298,200	4,168,800	347,400	5,090,400	424,200
10	2,332,800	194,400	2,835,600	236,300	3,608,400	300,700	4,203,600	350,300	5,120,400	426,700
11	2,365,200	197,100	2,864,400	238,700	3,637,200	303,100	4,240,800	353,400	5,148,000	429,000
12	2,397,600	199,800	2,893,200	241,100	3,668,400	305,700	4,280,400	356,700	5,175,600	431,300
13	2,427,600	202,300	2,918,400	243,200	3,696,000	308,000	4,314,000	359,500	5,192,400	432,700
14	2,450,400	204,200	2,947,200	245,600	3,720,000	310,000	4,336,800	361,400	5,218,800	434,900
15	2,472,000	206,000	2,976,000	248,000	3,745,200	312,100	4,363,200	363,600	5,245,200	437,100
16	2,496,000	208,000	3,004,800	250,400	3,765,600	313,800	4,393,200	366,100	5,272,800	439,400
17	2,520,000	210,000	3,028,800	252,400	3,792,000	316,000	4,419,600	368,300	5,298,000	441,500
18	2,540,400	211,700	3,066,000	255,500	3,817,200	318,100	4,446,000	370,500	5,326,800	443,900
19	2,562,000	213,500	3,103,200	258,600	3,841,200	320,100	4,471,200	372,600	5,354,400	446,200
20	2,582,400	215,200	3,140,400	261,700	3,865,200	322,100	4,494,000	374,500	5,383,200	448,600
21	2,605,200	217,100	3,175,200	264,600	3,889,200	324,100	4,518,000	376,500	5,408,400	450,700
22	2,628,000	219,000	3,211,200	267,600	3,918,000	326,500	4,540,800	378,400	5,436,000	453,000
23	2,650,800	220,900	3,246,000	270,500	3,949,200	329,100	4,564,800	380,400	5,464,800	455,400
24	2,673,600	222,800	3,280,800	273,400	3,982,800	331,900	4,585,200	382,100	5,492,400	457,700
25	2,695,200	224,600	3,314,400	276,200	4,006,800	333,900	4,602,000	383,500	5,516,400	459,700
26	2,720,400	226,700	3,345,600	278,800	4,030,800	335,900	4,623,600	385,300	5,542,800	461,900
27	2,745,600	228,800	3,375,600	281,300	4,056,000	338,000	4,645,200	387,100	5,568,000	464,000
28	2,770,800	230,900	3,408,000	284,000	4,084,800	340,400	4,668,000	389,000	5,594,400	466,200
29	2,792,400	232,700	3,441,600	286,800	4,113,600	342,800	4,690,800	390,900	5,619,600	468,300
30	2,818,800	234,900	3,470,400	289,200	4,138,800	344,900	4,711,200	392,600	5,647,200	470,600
31	2,846,400	237,200	3,496,800	291,400	4,161,600	346,800	4,731,600	394,300	5,673,600	472,800
32	2,874,000	239,500	3,525,600	293,800	4,183,200	348,600	4,752,000	396,000	5,698,800	474,900
33	2,900,400	241,700	3,552,000	296,000	4,207,200	350,600	4,771,200	397,600	5,721,600	476,800
34	2,922,000	243,500	3,578,400	298,200	4,232,400	352,700	4,792,800	399,400	5,746,800	478,900
35	2,942,400	245,200	3,608,400	300,700	4,257,600	354,800	4,810,800	400,900	5,774,400	481,200
36	2,962,800	246,900	3,634,800	302,900	4,281,600	356,800	4,832,400	402,700	5,800,800	483,400
37	2,983,200	248,600	3,664,800	305,400	4,300,800	358,400	4,845,600	403,800	5,826,000	485,500
38	3,002,400	250,200	3,684,000	307,000	4,324,800	360,400	4,864,800	405,400	5,850,000	487,500
39	3,020,400	251,700	3,704,400	308,700	4,350,000	362,500	4,882,800	406,900	5,872,800	489,400
40	3,040,800	253,400	3,724,800	310,400	4,372,800	364,400	4,900,800	408,400	5,895,600	491,300
41	3,062,400	255,200	3,747,600	312,300	4,395,600	366,300	4,911,600	409,300	5,919,600	493,300
42	3,082,800	256,900	3,753,600	312,800	4,418,400	368,200	4,930,800	410,900	5,942,400	495,200
43	3,099,600	258,300	3,764,400	313,700	4,440,000	370,000	4,948,800	412,400	5,962,800	496,900
44	3,118,800	259,900	3,775,200	314,600	4,461,600	371,800	4,968,000	414,000	5,985,600	498,800
45	3,129,600	260,800	3,786,000	315,500	4,483,200	373,600	4,983,600	415,300	6,008,400	500,700
46	3,147,600	262,300	3,798,000	316,500	4,504,800	375,400	5,002,800	416,900	6,030,000	502,500
47	3,166,800	263,900	3,807,600	317,300	4,522,800	376,900	5,019,600	418,300	6,051,600	504,300
48	3,182,400	265,200	3,819,600	318,300	4,544,400	378,700	5,038,800	419,900	6,074,400	506,200
49	3,200,400	266,700	3,830,400	319,200	4,562,400	380,200	5,055,600	421,300	6,094,800	507,900
50	3,208,800	267,400	3,841,200	320,100	4,581,600	381,800	5,071,200	422,600	6,115,200	509,600
51	3,217,200	268,100	3,850,800	320,900	4,600,800	383,400	5,086,800	423,900	6,136,800	511,400
52	3,228,000	269,000	3,860,400	321,700	4,621,200	385,100	5,102,400	425,200	6,159,600	513,300
53	3,237,600	269,800	3,874,800	322,900	4,634,400	386,200	5,110,800	425,900	6,178,800	514,900
54	3,246,000	270,500	3,884,400	323,700	4,652,400	387,700	5,122,800	426,900	6,198,000	516,500
55	3,255,600	271,300	3,894,000	324,500	4,669,200	389,100	5,133,600	427,800	6,218,400	518,200
56	3,265,200	272,100	3,903,600	325,300	4,688,400	390,700	5,144,400	428,700	6,237,600	519,800
57	3,272,400	272,700	3,912,000	326,000	4,704,000	392,000	5,155,200	429,600	6,256,800	521,400
58	3,285,600	273,800	3,925,200	327,100	4,720,800	393,400	5,166,000	430,500	6,272,400	522,700

職務の級	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		
	号俸	年俸基本給 円	基幹月額 円	年俸基本給 円	基幹月額 円	年俸基本給 円	基幹月額 円	年俸基本給 円	基幹月額 円	年俸基本給 円	基幹月額 円
59		3,296,400	274,700	3,938,400	328,200	4,736,400	394,700	5,176,800	431,400	6,288,000	524,000
60		3,308,400	275,700	3,950,400	329,200	4,754,400	396,200	5,187,600	432,300	6,302,400	525,200
61		3,321,600	276,800	3,962,400	330,200	4,770,000	397,500	5,198,400	433,200	6,316,800	526,400
62		3,332,400	277,700	3,974,400	331,200	4,786,800	398,900	5,209,200	434,100	6,328,800	527,400
63		3,342,000	278,500	3,987,600	332,300	4,804,800	400,400	5,221,200	435,100	6,340,800	528,400
64		3,351,600	279,300	4,000,800	333,400	4,822,800	401,900	5,234,400	436,200	6,352,800	529,400
65		3,363,600	280,300	4,009,200	334,100	4,834,800	402,900	5,245,200	437,100	6,360,000	530,000
66		3,372,000	281,000	4,022,400	335,200	4,848,000	404,000	5,257,200	438,100	6,370,800	530,900
67		3,384,000	282,000	4,030,800	335,900	4,860,000	405,000	5,269,200	439,100	6,381,600	531,800
68		3,394,800	282,900	4,044,000	337,000	4,873,200	406,100	5,280,000	440,000	6,392,400	532,700
69		3,404,400	283,700	4,051,200	337,600	4,885,200	407,100	5,292,000	441,000	6,403,200	533,600
70		3,417,600	284,800	4,064,400	338,700	4,896,000	408,000	5,304,000	442,000	6,412,800	534,400
71		3,429,600	285,800	4,075,200	339,600	4,905,600	408,800	5,314,800	442,900	6,421,200	535,100
72		3,442,800	286,900	4,088,400	340,700	4,915,200	409,600	5,326,800	443,900	6,427,200	535,600
73		3,453,600	287,800	4,092,000	341,000	4,924,800	410,400	5,338,800	444,900	6,435,600	536,300
74		3,466,800	288,900	4,104,000	342,000	4,935,600	411,300	5,349,600	445,800	6,441,600	536,800
75		3,478,800	289,900	4,116,000	343,000	4,945,200	412,100	5,360,400	446,700	6,451,200	537,600
76		3,492,000	291,000	4,128,000	344,000	4,954,800	412,900	5,372,400	447,700	6,458,400	538,200
77		3,498,000	291,500	4,140,000	345,000	4,963,200	413,600	5,382,000	448,500	6,464,400	538,700
78		3,510,000	292,500	4,152,000	346,000	4,969,200	414,100	5,388,000	449,000	6,471,600	539,300
79		3,520,800	293,400	4,162,800	346,900	4,974,000	414,500	5,396,400	449,700	6,478,800	539,900
80		3,531,600	294,300	4,173,600	347,800	4,978,800	414,900	5,403,600	450,300	6,486,000	540,500
81		3,542,400	295,200	4,185,600	348,800	4,982,400	415,200	5,413,200	451,100	6,493,200	541,100
82		3,553,200	296,100	4,197,600	349,800	4,987,200	415,600	5,421,600	451,800		
83		3,564,000	297,000	4,209,600	350,800	4,990,800	415,900	5,425,200	452,100		
84		3,573,600	297,800	4,221,600	351,800	4,995,600	416,300	5,432,400	452,700		
85		3,577,200	298,100	4,228,800	352,400	4,999,200	416,600	5,437,200	453,100		
86		3,586,800	298,900	4,236,000	353,000	5,004,000	417,000	5,442,000	453,500		
87		3,596,400	299,700	4,243,200	353,600	5,008,800	417,400	5,446,800	453,900		
88		3,607,200	300,600	4,250,400	354,200	5,013,600	417,800	5,450,400	454,200		
89		3,618,000	301,500	4,257,600	354,800	5,017,200	418,100	5,454,000	454,500		
90		3,625,200	302,100	4,262,400	355,200	5,022,000	418,500	5,457,600	454,800		
91		3,633,600	302,800	4,267,200	355,600	5,026,800	418,900	5,463,600	455,300		
92		3,640,800	303,400	4,273,200	356,100	5,030,400	419,200	5,467,200	455,600		
93		3,648,000	304,000	4,279,200	356,600	5,034,000	419,500	5,470,800	455,900		
94		3,656,400	304,700	4,284,000	357,000	5,038,800	419,900	5,474,400	456,200		
95		3,664,800	305,400	4,290,000	357,500	5,042,400	420,200	5,478,000	456,500		
96		3,673,200	306,100	4,296,000	358,000	5,046,000	420,500	5,481,600	456,800		
97		3,675,600	306,300	4,303,200	358,600	5,049,600	420,800	5,485,200	457,100		
98		3,681,600	306,800	4,309,200	359,100	5,054,400	421,200	5,491,200	457,600		
99		3,687,600	307,300	4,314,000	359,500	5,058,000	421,500	5,494,800	457,900		
100		3,693,600	307,800	4,320,000	360,000	5,061,600	421,800	5,498,400	458,200		
101		3,697,200	308,100	4,324,800	360,400	5,065,200	422,100	5,502,000	458,500		
102		3,702,000	308,500	4,330,800	360,900	5,070,000	422,500				
103		3,705,600	308,800	4,334,400	361,200	5,073,600	422,800				
104		3,712,800	309,400	4,340,400	361,700	5,077,200	423,100				
105		3,717,600	309,800	4,346,400	362,200	5,080,800	423,400				
106		3,722,400	310,200	4,351,200	362,600	5,085,600	423,800				
107		3,726,000	310,500	4,357,200	363,100	5,089,200	424,100				
108		3,730,800	310,900	4,363,200	363,600	5,092,800	424,400				
109		3,733,200	311,100	4,368,000	364,000	5,096,400	424,700				
110		3,738,000	311,500	4,374,000	364,500	5,100,000	425,000				
111		3,742,800	311,900	4,380,000	365,000	5,103,600	425,300				
112		3,747,600	312,300	4,384,800	365,400	5,107,200	425,600				
113		3,751,200	312,600	4,389,600	365,800	5,110,800	425,900				
114		3,756,000	313,000	4,394,400	366,200	5,114,400	426,200				
115		3,759,600	313,300	4,400,400	366,700	5,118,000	426,500				
116		3,763,200	313,600	4,405,200	367,100	5,121,600	426,800				
117		3,766,800	313,900	4,410,000	367,500	5,124,000	427,000				

職務の級	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		
	号俸	年俸基本給 円	基幹月額 円	年俸基本給 円	基幹月額 円	年俸基本給 円	基幹月額 円	年俸基本給 円	基幹月額 円	年俸基本給 円	基幹月額 円
118	3,771,600	314,300	4,414,800	367,900							
119	3,776,400	314,700	4,420,800	368,400							
120	3,781,200	315,100	4,425,600	368,800							
121	3,783,600	315,300	4,429,200	369,100							
122	3,786,000	315,500	4,434,000	369,500							
123	3,789,600	315,800	4,440,000	370,000							
124	3,793,200	316,100	4,443,600	370,300							
125	3,796,800	316,400	4,448,400	370,700							
126	3,799,200	316,600	4,454,400	371,200							
127	3,802,800	316,900	4,460,400	371,700							
128	3,807,600	317,300	4,465,200	372,100							
129	3,811,200	317,600	4,470,000	372,500							
130	3,814,800	317,900	4,476,000	373,000							
131	3,819,600	318,300	4,482,000	373,500							
132	3,822,000	318,500	4,488,000	374,000							
133	3,824,400	318,700	4,494,000	374,500							
134	3,828,000	319,000	4,500,000	375,000							
135	3,831,600	319,300	4,506,000	375,500							
136	3,834,000	319,500	4,512,000	376,000							
137	3,837,600	319,800	4,518,000	376,500							
138	3,840,000	320,000	4,524,000	377,000							
139	3,843,600	320,300	4,530,000	377,500							
140	3,847,200	320,600	4,536,000	378,000							
141	3,850,800	320,900	4,542,000	378,500							
142	3,855,600	321,300									
143	3,860,400	321,700									
144	3,865,200	322,100									
145	3,867,600	322,300									
146	3,872,400	322,700									
147	3,876,000	323,000									
148	3,880,800	323,400									
149	3,883,200	323,600									
150	3,888,000	324,000									
151	3,891,600	324,300									
152	3,896,400	324,700									
153	3,898,800	324,900									
154	3,903,600	325,300									
155	3,908,400	325,700									
156	3,913,200	326,100									
157	3,915,600	326,300									

備考

この表は、大学の教育研究に従事する職員その他任命権者が定める職員に適用する。

別表第8（第22条関係）

区 分	職 員	調整数
一 大学院	(1) 教授、准教授、講師又は助教で原則として学群及び大学院の授業を常時担当するもの（以下「大学院等担当教員」という。）のうち、大学院の博士課程を担当する者で大学院博士課程（後期）（前期2年及び後期3年の区分を設ける博士課程にあっては後期3年の課程、この区分を設けない博士課程にあっては区分を設ける博士課程の後期3年の課程に対応した期間）を担当する教員	2
	(2) 大学院等担当教員（(1)に掲げる者を除く。）	1
二 医学系技術室	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体（以下「危険な病原体」という。）又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者 (2) 年間における(1)の業務に従事する勤務時間の時間数が、年間における勤務時間の総時間数の3分の2以上である職員	1
三 トランスボーダー医学研究センター及び医学系学系棟	危険な病原体を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験の業務に直接従事する時間数が、年間における勤務時間の総時間数の3分の2以上である職員（教授、准教授、講師、助教及び助手を除く。）	1

別表第9（第22条関係）

ア 一般職員（一）俸給表

職務の級	調整基本額
1級	6,600円
2級	8,500円
3級	9,600円
4級	10,200円

イ 一般職員（二）俸給表

職務の級	調整基本額
1級	6,000円
2級	7,400円
3級	8,500円

ウ 教育職員（一）俸給表
年俸基本給表

職務の級	調整基本額
1級	9,000円
2級	10,500円
3級	11,900円
4級	12,700円
5級	15,000円

エ 医療職員（一）俸給表

職務の級	調整基本額
1級	6,200円
2級	8,000円
3級	9,100円
4級	9,700円
5級	10,500円

オ 医療職員（二）俸給表

職務の級	調整基本額
1級	8,100円
2級	9,400円
3級	9,700円
4級	10,000円
5級	10,400円
6級	11,600円

別表第10（第24条関係）

	職 種	職務の級	管理職手当額
大学本部	副学長（理事である者を除く。）		150,000円
	人文社会系長、数理物質系長、システム情報系長、生命環境系長、医学医療系長		130,000円
	人間系長、体育系長、芸術系長、図書館情報メディア系長		120,000円
	附属図書館長		130,000円
	学術院長		80,000円
	数理物質科学研究群長、システム情報工学研究群長、生命地球科学研究群長、人間総合科学研究群長		80,000円
	人文社会科学研究群長		70,000円
	人文・文化学群長、生命環境学群長、理工学群長、情報学群長、医学群長、体育専門学群長、総合学域群長		80,000円
	社会・国際学群長、人間学群長、芸術専門学群長		70,000円
	学長特別補佐		80,000円 (任命権者が別に定める場合を除く)
	学類長、類長		40,000円
	計算科学研究センター長、生存ダイナミクス研究センター長		80,000円
	理工学群副学群長、国際統合睡眠医学研究機構長、下田臨海実験センター長、つくば機能植物イノベーション研究センター長、プラズマ研究センター長、放射線・アイソトープ地球システム研究センター長		40,000円

アカデミックサポートセンター長、地中海・北アフリカ研究センター長、サイバニクス研究センター長、人工知能科学センター長、西アジア文明研究センター長、山岳科学センター長、微生物サステナビリティ研究センター長、ヒューマン・ハイ・パフォーマンス先端研究センター長、トランスボーダー医学研究センター長、宇宙史研究センター長、エネルギー物質科学研究センター長、研究基盤総合センター長、学術情報メディアセンター長、グローバルコミュニケーション教育センター長、体育スポーツ局次長、アドミッションセンター長、保健管理センター所長、プレジジョン・メディスン開発研究センター長、未来社会工学開発研究センター長、スポーツイノベーション開発研究センター長、ヘルスサービス開発研究センター長、テラーメイド QOLプログラム開発研究センター長、イノベティブ計測技術開発研究センター長、革新的創薬開発研究センター長、デジタルネイチャー開発研究センター長、健幸ライフスタイル開発研究センター長、ゼロCO ₂ エミッション機能性材料開発研究センター長、スチューデントサポートセンター長	30,000円
一貫制博士課程の専攻長若しくは学位プログラムリーダー又は区分制博士課程の専攻長若しくは学位プログラムリーダー	40,000円
修士課程の専攻長若しくは学位プログラムリーダー、博士前期課程の専攻長若しくは学位プログラムリーダー、博士後期課程の専攻長若しくは学位プログラムリーダー又は3年制博士課程の専攻長若しくは学位プログラムリーダー	20,000円
グローバル教育院の学位プログラムリーダー	20,000円
体育スポーツ局の統括長	20,000円
国際産学連携本部の本部審議役	40,000円

	国際室長、グローバル・commons長、学長補佐室長、研究戦略室長、つくば・地域連携推進室長、情報環境機構長、情報セキュリティリスク管理室長、学生生活支援室長、学生相談室長、国際交流支援室長、環境安全管理室長、教育社会連携推進室長、教学デザイン室長、教学マネジメント室長、利益相反・輸出管理マネジメント室長、グローバル教師力開発推進室長、アーカイブズ館長、高細精医療イノベーション研究コア長	20,000円
	調整官	117,500円
	広報局次長、部長、副理事	8級 94,000円
		7級 88,500円
	課長、室長（一般職員（一）俸給表を適用する職員に限る。）、エリア支援室長	6級 72,700円
		5級 69,400円
東京キャンパス	ビジネスサイエンス系長	120,000円
	学術院長	80,000円
	ビジネス科学研究群長	70,000円
	働く人への心理支援開発研究センター長、スマートウエルネスシティ政策開発研究センター長	30,000円
	理療科教員養成施設長	30,000円
	一貫制博士課程の専攻長若しくは学位プログラムリーダー又は区分制博士課程の専攻長若しくは学位プログラムリーダー	40,000円

	修士課程の専攻長若しくは学位プログラムリーダー、博士前期課程の専攻長若しくは学位プログラムリーダー、博士後期課程の専攻長若しくは学位プログラムリーダー、3年制博士課程の専攻長若しくは学位プログラムリーダー又は専門職学位課程の専攻長	20,000円
	附属学校教育局次長（教育職員（一）俸給表を適用する職員に限る。）	40,000円
	部長	8級 94,000円
		7級 88,500円
	課長、支援室長	6級 72,700円
		5級 69,400円
附属学校	校長	40,000円

備考

- この表の職種に対応する職務の級が掲げられていない場合又は新たに管理職手当を受けることとなった場合の管理職手当の額は、当分の間、任命権者が別に決定するものとする。
- 異動又は採用となった者のうち、当該異動又は採用前に管理職手当の支給を受けていた職員又は管理職手当相当の手当の支給を受けていた者の管理職手当の額については、当該異動前の管理職手当又は採用前の管理職手当相当の手当の額との権衡上必要と認められる場合には、当分の間、任命権者が別に決定するものとする。

別表第11 (第27条関係)

期間の区分	額(円)
1年未満	50,800
1年以上2年未満	50,800
2年以上3年未満	50,800
3年以上4年未満	50,800
4年以上5年未満	50,800
5年以上6年未満	50,800
6年以上7年未満	49,000
7年以上8年未満	47,200
8年以上9年未満	45,400
9年以上10年未満	43,600
10年以上11年未満	41,800
11年以上12年未満	40,000
12年以上13年未満	38,200
13年以上14年未満	36,400
14年以上15年未満	35,000
15年以上16年未満	33,600
16年以上17年未満	32,200
17年以上18年未満	30,800
18年以上19年未満	29,400
19年以上20年未満	28,000
20年以上21年未満	26,600
21年以上22年未満	26,000
22年以上23年未満	25,400
23年以上24年未満	24,400
24年以上25年未満	23,800
25年以上26年未満	23,200
26年以上27年未満	22,600
27年以上28年未満	22,000
28年以上29年未満	21,200
29年以上30年未満	20,900
30年以上31年未満	20,500
31年以上32年未満	19,900
32年以上33年未満	19,000
33年以上34年未満	18,100
34年以上35年未満	17,400
(備考) この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用又は異動の日以後の期間から法人規程に定める期間を除いた期間を示す。	

別表第12（第46条関係）

俸給表	職務の級	加算割合
一般職員（一）俸給表	8級	100分の20
	7級、6級	100分の15
	5級、4級	100分の10
	3級	100分の5
一般職員（二）俸給表	5級	100分の10
	4級、3級（労務職員（乙）に該当するもので、基準日現在の経験年数が40年（中学卒）以上又は基準日現在の経験年数が40年（中学卒）未満の職員で職員となった日から基準日までの引き続いた在職期間が20年以上の年数であるもの及び3級に引き続き1年以上在職した職員に限る。）	100分の5
教育職員（一）俸給表	5級	100分の15（法人規程に定める職員にあつては100分の20）
	4級、3級	100分の10（職務の級4級の職員のうち法人規程に定める職員にあつては100分の15）
	2級（基準日現在2級29号俸以上のものに限る。）	100分の5
医療職員（一）俸給表	6級	100分の15
	5級	100分の10
	4級、3級、2級（2級の職員については、基準日現在2級53号俸以上のものに限る。）	100分の5
医療職員（二）俸給表	6級	100分の15
	5級、4級	100分の10
	3級、2級（2級の職員については、基準日現在2級61号俸以上のものに限る。）	100分の5

別表第13（第46条関係）

職 種	加算割合
調整官	100分の25
副学長（理事である者を除く。）、学術院長、研究群長、学群長、総合学域群長、系長、附属図書館長	100分の15
広報局次長、部長、特定の事項を所掌させるため学長が告示する職のうち本部部長に相当するもの、附属学校教育局次長（一般職員（一）俸給表を適用する職員に限る。）	100分の15

別表第14 年俸制教員業績給表(第49条の4関係)

号	年額	基本月額
1	60,000	5,000
2	120,000	10,000
3	180,000	15,000
4	240,000	20,000
5	300,000	25,000
6	360,000	30,000
7	420,000	35,000
8	480,000	40,000
9	540,000	45,000
10	600,000	50,000
11	660,000	55,000
12	720,000	60,000
13	780,000	65,000
14	840,000	70,000
15	900,000	75,000
16	960,000	80,000
17	1,020,000	85,000
18	1,080,000	90,000
19	1,140,000	95,000
20	1,200,000	100,000
21	1,260,000	105,000
22	1,320,000	110,000
23	1,380,000	115,000
24	1,440,000	120,000
25	1,500,000	125,000
26	1,560,000	130,000
27	1,620,000	135,000
28	1,680,000	140,000
29	1,740,000	145,000
30	1,800,000	150,000

31	1,860,000	155,000
32	1,920,000	160,000
33	1,980,000	165,000
34	2,040,000	170,000
35	2,100,000	175,000
36	2,160,000	180,000
37	2,220,000	185,000
38	2,280,000	190,000
39	2,340,000	195,000
40	2,400,000	200,000
41	2,460,000	205,000
42	2,520,000	210,000
43	2,580,000	215,000
44	2,640,000	220,000
45	2,700,000	225,000
46	2,760,000	230,000
47	2,820,000	235,000
48	2,880,000	240,000
49	2,940,000	245,000
50	3,000,000	250,000

別表第15 年俸制教員特別手当表(第49条の6関係)

区分	手当額(円)
I	1,000,000
II	500,000